

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	介護保険法による保険給付等に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

広島市は、介護保険法による保険給付等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

広島市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

項目一覧

I 基本情報
（別添1）事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
（別添2）特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
（別添3）変更箇所

I 基本情報

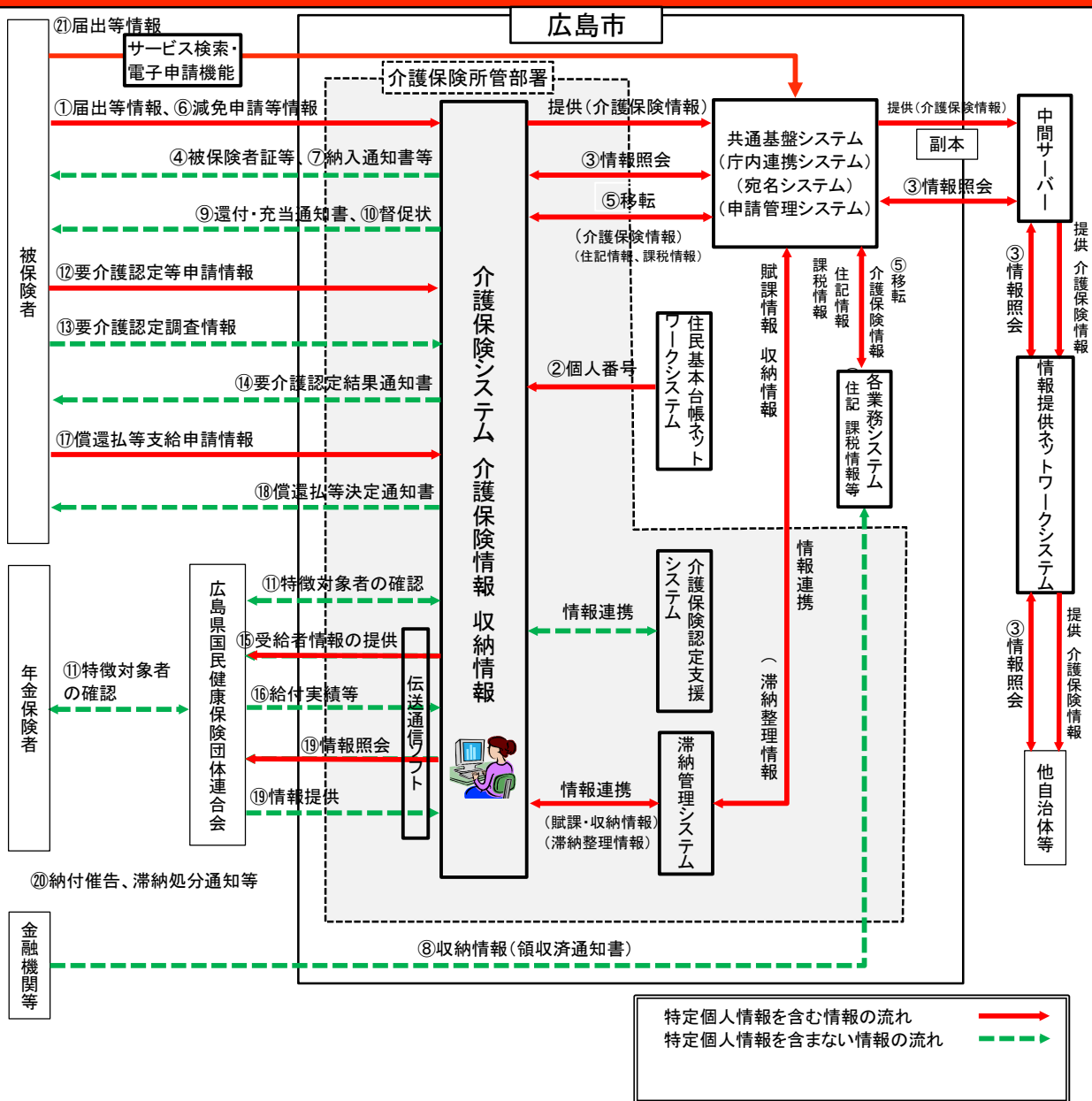
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険法による保険給付等に関する事務
②事務の内容 ※	介護保険法及び広島市介護保険条例等に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収、要支援・要介護認定、保険給付等に関する事務を行う。 1 被保険者の資格管理 被保険者の台帳を整備し、転入、年齢到達等による資格の取得及び死亡、転出等による資格の喪失などを管理するとともに、被保険者に対して被保険者証等を交付する。 2 保険料の賦課・徴収 被保険者の所得等に応じて保険料を賦課し、保険料の徴収を行う。 3 要支援・要介護認定 被保険者等の申請に基づき、要介護認定の調査等を実施し、要支援・要介護状態区分を認定する。 4 保険給付 介護サービスの受給者に対して保険給付を行う。 5 保険料の滞納管理 保険料の滞納整理等を行う。 6 その他 届出は窓口や郵送での書類の受入、サービス検索・電子申請機能での受領等により行う。
③対象人数	＜選択肢＞ [30万人以上] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	介護保険システム
②システムの機能	1 資格管理機能 資格の取得、喪失などの情報を管理し、被保険者証等の発行を行う機能。 2 保険料納付管理機能 市税システムから提供を受けるなどして所得情報等を管理し、保険料を賦課し、保険料の減免などを行う機能。 3 認定申請管理機能 要支援・要介護認定申請を受け付け、認定結果通知の作成及び被保険者証の交付を行う機能。 4 受給者管理機能 要介護認定を受けた被保険者の居宅サービス計画作成依頼情報や介護保険施設入退所情報等を管理する機能。 5 給付実績管理機能 被保険者の所得情報より、保険給付に必要な所得区分を判定し、高額介護(介護予防)サービス費等の保険給付を行う機能。 6 宛名管理機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	介護保険認定支援システム
②システムの機能	要支援・要介護認定機能 ・認定調査票及び主治医意見書をOCR入力し、要支援・要介護認定の一次判定処理を行う。 ・介護保険システムから連携した認定情報の管理を行う。 ・介護認定審査会の開催スケジュール及び審査会委員の管理を行う。 ・介護認定審査会への審査対象者の割付けを行い、審査会資料を作成する。

③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム3	
①システムの名称	滞納管理システム
②システムの機能	介護保険法による保険料の徴収に関する電算処理機能 ・滞納者の滞納状況の管理 ・滞納者との折衝記録の管理 ・滞納整理関係帳票、納付書等の作成 ・統計情報の管理
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他 ()
システム4	
①システムの名称	共通基盤(庁内連携システム、宛名システム及び申請管理システムに相当)
②システムの機能	1 認証・ポータル機能 ICカードによる利用者認証、権限管理及び業務システムの起動を行う機能。 2 システム間連携制御機能 共通基盤と業務システム間及び異なる業務システム間のデータ連携を行う機能。 3 運用管理機能 自動実行(ジョブ)、システム監視、稼動記録(ログ)管理、セキュリティ管理(OS・Office製品へのセキュリティパッチの配付等)、ウイルス対策、時刻同期及びデータのバックアップを行う機能。 4 団体内統合宛名機能 個人番号と団体内統合宛名番号とを紐付けて管理する機能。団体内統合宛名番号が未登録の個人番号については、新規に団体内統合宛名番号を割り当てる。 5 中間サーバー連携機能 中間サーバーと共通基盤間のデータ連携を行い、中間サーバーへの情報照会要求の送信及び照会結果の受信並びに特定個人情報の副本の登録を行う機能。 6 ぴったりサービス対応機能 サービス検索・電子申請機能と共通基盤間のデータ連携を行い、サービス検索・電子申請機能への申請データ取得要求及び返信のあった申請データの取得並びに申請データ処理状況の登録を行う。取得した申請データは、「2. システム間連携制御機能」により住記システムからマイナンバーカードに搭載されている利用者証明用電子証明書のシリアル番号と住記宛名番号が紐づいた情報を取得し、申請データに含まれるシリアル番号を住記宛名番号へ変換し、住記宛名番号及び団体内統合宛名番号を申請データに紐づけてデータベースに保管する機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他 (中間サーバー、国保・年金・後期高齢者医療システム、介護保険システム、福祉情報システム、市営住宅総合管理システム、選挙システム、下水道事業受益者負担金システム、財務会計システム、文書管理システム、人事・給与・庶務事務システム、水道料金オンラインシステム、小児慢性等システム、教育事務システム、放課後児童クラブ利用料金収納管理システム、庁内LAN、サービス検索・電子申請機能)

システム5	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 2 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の情報照会及び情報提供受領を行う機能。 3 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報の提供を行う機能。 4 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報、符号取得のための情報等について連携するための機能。 5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報を副本として、保持・管理する機能。 7 データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 8 セキュリティ管理機能 特定個人情報の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び情報提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステムから受信した情報提供NWS配信マスター情報を管理する機能。 9 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 10 システム管理機能 パッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除、機関別設定情報の管理を行う機能。 11 自己情報提供機能 自己情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して自己情報に対する提供の求めを受領し、当該の特定個人情報及び自己情報提供用添付ファイルの提供を行う機能。 12 お知らせ機能 お知らせ機能は、お知らせ情報提供対象者へのお知らせ情報の送信依頼に対し、情報提供ネットワークシステムを介して、お知らせ情報の提供を行う。また、お知らせ情報提供対象者へ提供したお知らせ情報に対する状況確認依頼に対し、情報提供ネットワークシステムを介して回答結果の受領を行う機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他（ ）
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	本人確認情報検索 住登外者に係る申請書等に記載された個人番号の真正性の確認や個人番号の検索を行う。 なお、個人番号の真正性とは「入手した個人番号が本人の個人番号で間違いないこと」をいう。以下同じ。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他（ ）
システム7	
①システムの名称	伝送通信ソフト ※ 伝送通信ソフトは、国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者(市区町村)と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。
②システムの機能	1 受給者情報異動連絡票データの送信 受給者情報異動連絡票データを暗号化し、国保連合会へ送信する。 2 受給者情報訂正連絡票データの送信 受給者情報訂正連絡票データを暗号化し、国保連合会へ送信する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他（ 介護保険システム(媒体連携) ）

[illegible]

(別添1) 事務の内容



(備考)

1 被保険者の資格管理

- ① 被保険者等からの届出等により、転入、年齢到達等による資格の取得及び死亡、転出等による資格の喪失管理を行う。
- ② 届出等に記載された個人番号について、必要に応じて個人番号の真正性の確認を行う。
- ③ ①について、必要に応じて、番号利用法別表第2に基づき、情報提供ネットワークシステムにより情報照会を行う。
- ④ 被保険者に被保険者証等の送付・窓口交付を行う。

2 保険料の賦課・徴収

- ⑤ 市税システムからの被保険者の所得等の情報に基づき、保険料を賦課する。
- ⑥ 被保険者等から保険料の減免申請書を受理する。
- ⑦ 申請書に記載された個人番号について、必要に応じて個人番号の真正性の確認を行う。
- ⑧ ⑤について、必要に応じて、番号利用法別表第2に基づき、情報提供ネットワークシステムにより情報照会を行う。
- ⑨ ②、③、⑤、⑥により決定した内容について、被保険者に保険料納入通知書等を送付する。
- ⑩ 被保険者の納付(納入)状況について、金融機関等からの領収済通知書等により確認する。
- ⑪ 過納付や誤納付については、超過額を還付又は充当し、被保険者に通知する。
- ⑫ 納期限までに完納しない場合は、被保険者に督促状を送付する。
- ⑬ 国保連を通じて、年金保険者と特別徴収情報の交換を行う。

3 要支援・要介護認定

- ⑭ サービス利用を希望する被保険者等からの要支援・要介護認定申請書等を受理する。
- ⑮ 申請書等に記載された個人番号について、必要に応じて個人番号の真正性の確認を行う。
- ⑯ ⑭について、必要に応じて、番号利用法別表第2に基づき、情報提供ネットワークシステムにより情報照会を行う。
- ⑰ 区又は委託事業者等が要介護認定調査を実施し、主治医に意見書の作成を依頼する。
- ⑱ 被保険者に対して、要介護認定結果通知書等を送付する。

4 保険給付

- ⑲ 国保連に受給者情報を提供する。
- ⑳ 国保連を通じて介護サービスの費用の支払い(保険給付)を行い、その実績情報等を受理する。
- ㉑ 被保険者等からの介護サービスの費用の償還払い等の支給申請を受理する。
- ㉒ 申請書に記載された個人番号について、必要に応じて個人番号の真正性の確認を行う。
- ㉓ ㉑について、必要に応じて、番号利用法別表第2に基づき、情報提供ネットワークシステムにより情報照会を行う。
- ㉔ 被保険者等に介護サービスの費用の償還払いを行う。
- ㉕ 国保連に必要な情報を照会し、情報提供を受ける。

5 保険料の滞納管理

㉖ 督促状送付後も完納しない場合は、広島市市税等お知らせセンターから被保険者に電話による納付勧奨等を行う。また、職員による滞納整理を開始する。

6 その他

- ㉗ 届出は窓口や郵送での書類の受入、サービス検索・電子申請機能での受領等により行う。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

介護保険情報ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・本市の被保険者及びその世帯員、他市町村住所地特例者、介護保険適用除外者 ・過去に上記に該当していた者 ※住所地特例…施設所在地の市町村に財政負担が偏ることを是正するため、被保険者が施設に転居する前の保険者が引き続き保険者となる特例制度。 ※介護保険適用除外の経過措置…当該市町村に住所がある65歳以上の者や40歳以上65歳未満の医療保険加入者であっても、法令で定める施設(身体障害者支援施設等)に入所・入院している者は、当分の間、介護保険の被保険者とはしない措置。	
	その必要性	個人を正確に特定し、公平・公正な介護保険事務を行うため。
④記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 (口座登録・連携ファイル関係情報)
	その妥当性	1 識別情報 ・個人番号、その他識別情報(内部番号):対象者を正確に特定するため。 2 連絡先等情報 ・4情報、連絡先、その他住民票関係情報:①資格の管理の際に、資格要件を確認するため、②通知書等の送付先を確認するため、③本人への連絡等のため。 3 業務関係情報 ・地方税関係情報:収入・所得等に応じて保険料の賦課等を行うため。 ・健康・医療関係情報:主治医の意見書等を必要とするため。 ・医療保険関係情報:資格の確認、高額医療合算等を行うため。 ・障害者福祉関係情報:被保険者の適用除外の確認等を行うため。 ・生活保護・社会福祉関係情報:生活保護者に対する保険料の賦課等を行うため。 ・介護・高齢者福祉関係情報:介護保険事務を行うため。 ・年金関係情報:年金からの保険料の特別徴収等を行うため。 ・災害関係情報:保険料・利用料の軽減等を行うため。 ・口座登録・連携ファイル関係情報:保険料の還付及びサービス費支給時の振込先口座の確認を行うため。
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年11月7日	
⑥事務担当部署	健康福祉局高齢福祉部介護保険課、各区厚生部福祉課、市民部保険年金課、各出張所、財政局収納対策部各課	

3. 特定個人情報の入手・使用			
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ 企画総務局区政課、財政局税務部市民税課、健康福祉局保護自立支援課・保険年金課 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ 地方公共団体情報システム機構、デジタル庁 ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 他地方公共団体 ） ☐ 民間事業者 （ ） ☐ その他 （ 医療保険者、後期高齢者医療広域連合、介護保険法第20条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 ）	
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ 端末の直接操作、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム ）	
③入手の時期・頻度		新規取得又は変更が発生した都度入手する。	
④入手に係る妥当性		公平・公正な保険料の賦課・徴収及び保険給付等を行うためには、被保険者等の住民票関係情報、所得情報、福祉情報等を正確に把握しなければならない。	
⑤本人への明示		・本人から入手する情報については、届出書、申請書等の書面で入手しており、使用目的は明確である。 ・関係先から入手する情報については、介護保険法第203条、番号利用法第9条第1項、第19条第8号、別表100の項、番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 131の項、132の項、番号利用法第19条第9号及び番号利用条例第3条に基づいて入手しており、使用目的は明確である。	
⑥使用目的 ※		被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収、要支援・要介護認定、保険給付等の介護保険事務の公平・公正・効率化のため。	
変更の妥当性		—	
⑦使用の主体	使用部署 ※	健康福祉局高齢福祉部介護保険課、各区厚生部福祉課、市民部保険年金課、各出張所、財政局収納対策部各課	
	使用者数	500人以上1,000人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
⑧使用方法 ※		1 被保険者の資格管理 本人等の申請内容、住民票関係情報、医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報に基づき、資格管理を行う。 2 保険料の賦課・徴収 本人等の申請内容、住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、年金関係情報、災害関係情報に基づき、保険料の賦課・徴収を行う。 3 要支援・要介護認定 本人等の申請内容、住民票関係情報、健康・医療関係情報、介護・高齢者福祉関係情報に基づき、要支援・要介護認定に関する事務を行う。 4 保険給付 本人等の申請内容、住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、医療保険関係情報、災害関係情報に基づき、保険給付を行う。 5 保険料の滞納管理 本人等の申請内容、住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、年金関係情報、災害関係情報に基づき、保険料の滞納管理を行う。 6 申請の管理 サービス検索・電子申請機能を通じて申請された電子申請データの受理、審査等を行う。	

情報の突合 ※	1 被保険者の資格管理 被保険者の資格の確認のため、本人等の申請内容、住民票関係情報、医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報の突合を行う。
	2 保険料の賦課・徴収 保険料の賦課・徴収のため、本人等の申請内容、住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、年金関係情報、災害関係情報の突合を行う。
	3 要支援・要介護認定 要支援・要介護認定のため、本人等の申請内容、住民票関係情報、健康・医療関係情報、介護・高齢者福祉関係情報の突合を行う。
情報の統計分析 ※	4 保険給付 保険給付のため、本人等の申請内容、住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、医療保険関係情報、災害関係情報の突合を行う。
権利利益に影響を与え得る決定 ※	5 保険料の滞納管理 本人等の申請内容、住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、年金関係情報、災害関係情報の突合を行う。
＜共通基盤における措置＞ 申請者を確認するため、申請データのシリアル番号、住民記録システムの宛名番号、団体内統合宛名番号の突合を行う。	
⑨使用開始日	平成28年1月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (5) 件
委託事項1	介護保険システムの運用・保守業務
①委託内容	介護保険システムの運用・保守業務(ハードウェア保守、ソフトウェア保守、バッチ・オンライン運用管理、障害対応及び小規模なシステム改修等)
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	・本市の被保険者及びその世帯員、他市町村住所地特例者、介護保険適用除外者 ・過去に上記に該当していた者
その妥当性	バッチ・オンライン運用管理、障害対応等においては、システムで保有するすべてのデータを取り扱うため、特定個人情報ファイルの全体の取扱いを委託することが妥当である。
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (システムの直接操作)
⑤委託先名の確認方法	広島市ホームページの調達情報公開システムにより、委託先名を公表している。
⑥委託先名	株式会社日立製作所 中国支社

再委託	⑦再委託の有無 ※	再委託する 再委託する 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	契約書において、「委託業務の全部又は一部を第三者に請け負わせ、若しくは委任してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲（発注者）の承諾を得た場合は、当該委託業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委任することができる。」としており、受託者から再委託承諾申請書の提出があり、内容を審査したところ適正であると認められたため、承諾している。
	⑨再委託事項	ハードウェア保守、ソフトウェア保守、パッチ・オンライン運用管理、障害対応及び小規模なシステム改修等の各業務における作業
委託事項2～5		
委託事項2		介護保険認定支援システムの保守・運用業務
①委託内容		介護保険認定支援システムの運用・保守業務（ハードウェア保守、ソフトウェア保守、障害対応等）
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		特定個人情報ファイルの全体 特定個人情報ファイルの全体 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 1万人未満 1万人以上10万人未満 10万人以上100万人未満 100万人以上1,000万人未満 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	本市の要支援・要介護認定申請者
	その妥当性	障害対応等においては、システムで保有するすべてのデータを取り扱うため、特定個人情報ファイルの全体の取扱いを委託することが妥当である。
③委託先における取扱者数		10人未満 10人未満 10人以上50人未満 50人以上100人未満 100人以上500人未満 500人以上1,000人未満 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		専用線 電子メール 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） フラッシュメモリ 紙 ○ その他（システムの直接操作）
⑤委託先名の確認方法		広島市ホームページの調達情報公開システムにより、委託先名を公表している。
⑥委託先名		株式会社両備システムズ
再委託	⑦再委託の有無 ※	再委託しない 再委託する 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項3		共通基盤の運用・保守業務
①委託内容		共通基盤に関する運用・保守業務（バックアップ取得、システムの稼動状況の監視、障害・異常発生時の確認及び復旧、自動実行ジョブスケジュールの設定・実行確認等）
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		特定個人情報ファイルの全体 特定個人情報ファイルの全体 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 1万人未満 1万人以上10万人未満 10万人以上100万人未満 100万人以上1,000万人未満 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	・本市の被保険者及びその世帯員、他市町村住所地特例者、介護保険適用除外者 ・過去に上記に該当していた者
	その妥当性	バックアップ取得、システム障害・異常発生時の対応においては、システムで保有するすべてのデータを取り扱うため、特定個人情報ファイルの全体の取扱いを委託することが妥当である。

③委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (システムの直接操作)	
⑤委託先名の確認方法		広島市ホームページの調達情報公開システムにより、委託先名を公表している。	
⑥委託先名		株式会社日立製作所 中国支社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託契約書において、「委託業務の全部又は一部を第三者に委任し、若しくは請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲(発注者)の承諾を得た場合は、当該業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることができる。」としており、受託者から再委託承諾申請書の提出があり、内容を審査したところ適正であると認められたため、承諾している。	
	⑨再委託事項	共通基盤の運用・保守業務のうち、システムの稼働状況の監視、障害・異常発生時の確認、自動実行ジョブスケジュールの実行確認等	
委託事項4		市税システム(滞納管理システム)の運用・保守業務	
①委託内容		滞納管理システムの運用・保守業務(ハードウェア保守、ソフトウェア保守、バッチ・オンライン運用管理、障害対応及び小規模なシステム改修等)	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	保険料の滞納者等	
	その妥当性	バッチ・オンライン運用管理、障害対応等においては、システムで保有するすべてのデータを取り扱うため、特定個人情報ファイルの全体の取扱いを委託することが妥当である。	
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (システムの直接操作)	
⑤委託先名の確認方法		広島市ホームページの調達情報公開システムにより、委託先名を公表している。	
⑥委託先名		日本電気株式会社 中国支社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	契約書において、「委託業務の全部又は一部を第三者に委任し、若しくは請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲(発注者)の承諾を得た場合は、当該業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることができる。」としており、受注者から再委託等承諾申請書の提出があり、内容を審査したところ適正であると認められたため、承諾している。	
	⑨再委託事項	ハードウェア保守、ソフトウェア保守、バッチ・オンライン運用管理、障害対応及び小規模なシステム改修等の各業務における作業	

[illegible]

⑥委託先名		広島県国民健康保険団体連合会	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
委託事項11～15			
委託事項16～20			
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
提供・移転の有無		☐ 提供を行っている (35) 件 ☐ 移転を行っている (16) 件 ☐ 行っていない	
提供先1		別紙1に掲げる情報照会者(番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める情報照会者)	
①法令上の根拠		番号利用法第19条第8号	
②提供先における用途		別紙1に掲げる事務	
③提供する情報		別紙1に掲げる特定個人情報	
④提供する情報の対象となる本人の数		[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		・本市の被保険者及びその世帯員、他市町村住所地特例者、介護保険適用除外者 ・過去に上記に該当していた者	
⑥提供方法		☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)	
⑦時期・頻度		随時	
提供先2～5			
提供先6～10			
提供先11～15			
提供先16～20			
移転先1		健康福祉局保護自立支援課、各区厚生部生活課	
①法令上の根拠		番号利用法第9条第2項、番号利用条例第3条	
②移転先における用途		生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務	
③移転する情報		介護保険給付情報、認定情報、保険料情報	
④移転する情報の対象となる本人の数		[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		介護保険被保険者で生活保護受給者又は生活保護申請者	

⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☒ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	随時
移転先2～5	
移転先2	健康福祉局保護自立支援課、中区厚生部生活課
①法令上の根拠	番号利用法第9条第2項、番号利用条例第3条
②移転先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務
③移転する情報	介護保険給付情報、認定情報、保険料情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人未満 ☐ <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者で中国残留邦人等支援給付受給者又は中国残留邦人等支援給付申請者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☒ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	随時
移転先3	健康福祉局高齢福祉課、各区厚生部地域支えあい課、各区厚生部福祉課
①法令上の根拠	番号利用法第9条第2項、番号利用条例第3条
②移転先における用途	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務
③移転する情報	介護保険給付情報、認定情報、保険料情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人未満 ☐ <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	養護老人ホーム被措置者及び扶養義務者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☒ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	年4回
移転先4	健康福祉局障害福祉部障害自立支援課、各区厚生部福祉課
①法令上の根拠	番号利用法第9条第2項、番号利用条例第3条
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務
③移転する情報	介護保険認定情報

[illegible]

移転先7	健康福祉局保険年金課、各区厚生部福祉課
①法令上の根拠	番号利用法第9条第2項、番号利用条例第3条
②移転先における用途	後期高齢者医療に係る保険料の特別徴収
③移転する情報	介護保険保険料情報
④移転する情報の対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	後期高齢者医療制度加入者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	月1回
移転先8	健康福祉局保健部健康推進課
①法令上の根拠	番号利用法第9条第2項、番号利用条例第3条
②移転先における用途	予防接種法による給付の支給に関する事務
③移転する情報	介護保険給付情報
④移転する情報の対象となる本人の数	1万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	予防接種による健康被害を受けた者であって、介護保険の給付を受けている者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☒ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて。
移転先9	健康福祉局保健部健康推進課
①法令上の根拠	番号利用法第9条第2項、番号利用条例第3条
②移転先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院の費用の負担又は療養費の支給に関する事務
③移転する情報	介護保険給付情報
④移転する情報の対象となる本人の数	1万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	感染症法に基づく入院勧告又は措置された者のうち、介護保険の給付を受けている者

⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☒ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて。
移転先10	各区厚生部福祉課
①法令上の根拠	番号利用法第9条第2項、番号利用条例第3条
②移転先における用途	児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務
③移転する情報	介護保険認定情報、資格情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人未満 ☐ <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	保育所等の入所手続をする就学前子どもと同居する親族又は当該子どもの保護者から介護を受ける親族
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	月1回
移転先11～15	
移転先11	各区厚生部福祉課
①法令上の根拠	番号利用法第9条第2項、番号利用条例第3条
②移転先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給に関する事務
③移転する情報	介護保険認定情報、資格情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人未満 ☐ <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	支給認定を受ける就学前子どもと同居する親族又は当該子どもの保護者から介護を受ける親族
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	月1回
移転先12	財政局税務部市民税課
①法令上の根拠	番号利用法第9条第2項、番号利用条例第3条
②移転先における用途	地方税(個人市民税)の賦課徴収に関する事務
③移転する情報	社会保険料控除の対象となる介護保険料の納付額

④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険の第一号被保険者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	年1回
移転先13	財政局税務部市民税課
①法令上の根拠	番号利用法第9条第2項、番号利用条例第3条
②移転先における用途	地方税(個人市民税)の賦課徴収に関する事務
③移転する情報	特別徴収対象年金所得者の判定に必要となる介護保険料の年金からの特別徴収の対象者の情報及び特別徴収税額の情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	第一号被保険者のうち介護保険料が年金から天引きされる者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	月1回(特別徴収の対象者の情報)、年1回(特別徴収税額の情報)
移転先14	都市整備局住宅部住宅政策課、各区建設部建築課
①法令上の根拠	番号利用法第9条第2項、番号利用条例第3条
②移転先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務、住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務
③移転する情報	介護保険認定情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	要支援・要介護認定対象者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時

移転先15	都市整備局住宅部住宅政策課、各区建設部建築課
①法令上の根拠	番号利用法第9条第2項、番号利用条例第3条
②移転先における用途	番号利用法第9条第2項に基づき本市が独自に条例で定める事務のうち広島市市営住宅等条例による広島市市営住宅(再開発住宅、従前居住者用住宅、改良住宅(住宅改良法による改良住宅を除く。)、コミュニティ住宅、甲種住宅、乙種住宅及び準公営住宅)の管理に関する事務
③移転する情報	介護保険認定情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	要支援・要介護認定対象者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
移転先16～20	
移転先16	企画総務局区政課、各区市民部市民課及び出張所
①法令上の根拠	住民基本台帳法第7条第10号の3
②移転先における用途	住民基本台帳に関する事務
③移転する情報	介護保険認定情報、資格情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険の第一号被保険者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時

6. 特定個人情報の保管・消去													
①保管場所 ※		＜広島市における措置＞ ・特定個人情報は本市データセンター内に設置したサーバーのデータベース内に保管する。 ・データセンターでは、以下の3か所の入口において入退管理を行う。 1.データセンター入口のセキュリティゲート 2.サーバー室入口の電子錠 3.サーバー室内サーバー設置場所入口の電子錠 上記1及び2においては、ICカードでの認証を行い、3においてはICカード、パスワード及び生体認証(指紋)の三要素での認証を行っている。なお、ICカードは個人ごとに事前に入室申請しておく必要がある。 また、入室を許可されない者が入室を許可された者に追従して不正に侵入すること(共連れ)を防止するため、データセンター入口のセキュリティゲートでは有人監視を実施するほか、重要な区画の入口には監視カメラを設置している。 ・サーバーは事務で使用するシステムごとのサーバーラック内に設置され、施錠される。サーバーラックは事前にサーバーの使用許可を得た者以外の者が開錠することはできない。 ・データセンター内(サーバー室内を含む)には監視カメラを設置するほか、24時間365日警備員が常駐し、定期的に巡回を行う。 ・データセンターから情報記録媒体の持ち出しを行う場合、事前に本市担当職員が押印した情報記録媒体等持出承認書をデータセンターに持参し、退館する際に警備員に提出することとしている。 ・データセンターから退館する際、警備員による手荷物検査を行い、情報記録媒体等持出承認書に記載のない情報記録媒体を保持していた場合、データセンターからの持ち出しはできない。 ・特定個人情報を含むサーバー内のデータのバックアップテープはデータセンター内の耐火金庫に保管されるほか、大規模災害時の復旧に備えてデータセンターから300km以上離れた場所に分散保管される。 ・電子記憶媒体は、鍵のかかる保管庫等へ保管し、その利用を管理している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ・特定個人情報はクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。											
	②保管期間	＜選択肢＞ <table border="0"> <tr> <td>1) 1年未満</td> <td>2) 1年</td> <td>3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td>10) 定められていない</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> [定められていない]	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない	
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年											
4) 3年	5) 4年	6) 5年											
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上											
10) 定められていない													
	その妥当性	介護保険法ほか法令では、データの保管期間の定めはない。実務上、過去の情報を確認することがあるため、データの削除は行っていない。											
③消去方法		＜広島市における措置＞ ・情報セキュリティ実施手順や広島市文書取扱規程により、情報消去の責任者や手続、方法等保存期間経過後の消去時の取扱いを定めている。 ・保管期間経過後、特定個人情報が保存された記録媒体そのものを廃棄する場合には、管理者の許可を得て、委託業者が特定個人情報が保存された記録媒体に対して一定回数以上の無作為な書き込みを行った上で、媒体そのものを物理的に破壊することで当該媒体に記録された特定個人情報を消去し、消去した情報、媒体、日付等を記録する。また、データ消去証明書の提出を求め、必要に応じて立入検査を実施している。 ・届出書等の紙媒体については、広島市文書取扱規程により、保管期間経過後、溶解処理を行っている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。											

7. 備考

--

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【1 被保険者テーブル】

1.介護保険者番号、2.被保険者番号、3.被保険者履歴通番、4.被保険者介護異動事由コード、5.被保険者異動年月日、6.被保険者資格異動届出者氏名(漢字)、7.被保険者資格異動届出者関係コード、8.被保険者資格異動届出者電話番号、9.被保険者資格異動届出年月日、10.被保険者資格取得事由コード、11.被保険者資格取得年月日、12.被保険者資格取得届出者氏名(漢字)、13.被保険者資格取得届出者関係コード、14.被保険者資格取得届出者電話番号、15.被保険者資格取得届出年月日、16.被保険者資格喪失事由コード、17.被保険者資格喪失年月日、18.被保険者資格喪失届出者氏名(漢字)、19.被保険者資格喪失届出者関係コード、20.被保険者資格喪失届出者電話番号、21.被保険者資格喪失届出年月日、22.被保険者個人番号、23.被保険者個人区分コード、24.被保険者住基ネット個人番号、25.被保険者都道府県コード、26.被保険者市町村コード、27.被保険者町名コード、28.被保険者キー氏名(カナ)、29.被保険者あいまい検索キー氏名(カナ)、30.被保険者氏名(カナ)、31.被保険者通称名(カナ)、32.被保険者キー氏名(漢字)、33.被保険者氏名(漢字)、34.被保険者通称名(漢字)、35.被保険者本名通称名区分コード、36.被保険者氏名(英字)、37.被保険者併記用氏名(漢字)、38.被保険者氏名分類コード、39.被保険者生年月日年号コード、40.被保険者生年月日、41.被保険者性別コード、42.被保険者都道府県名(漢字)、43.被保険者市町村名(漢字)、44.被保険者住所(漢字)、45.被保険者番地(漢字)、46.被保険者方書(漢字)、47.被保険者住所(漢字)連結、48.被保険者親郵便番号、49.被保険者子郵便番号、50.被保険者電話番号、51.被保険者転入元市町村名(漢字)、52.被保険者住所地特例者区分コード、53.被保険者住所地特例者適用開始年月日、54.被保険者住所地特例者適用変更年月日、55.被保険者住所地特例者適用終了年月日、56.被保険者適用除外事由コード、57.被保険者適用除外開始年月日、58.被保険者適用除外終了年月日、59.被保険者基礎年金番号、60.被保険者年金コード、61.被保険者年金情報作成年月日、62.被保険者賦課対象コード、63.被保険者記載1備考(漢字)、64.被保険者記載2備考(漢字)、65.被保険者記載3備考(漢字)、66.被保険者番地区分コード、67.被保険者番地、68.被保険者号番号、69.被保険者枝番号、70.被保険者行政区コード、71.被保険者方書(カナ)、72.被保険者市内外区分コード、73.被保険者政令広域コード、74.被保険者地方公共団体コード、75.被保険者外国人在留資格期間コード、76.被保険者外国人在留開始年月日、77.被保険者外国人在留終了年月日、78.被保険者外国人在留資格コード、79.処理年月日、80.被保険者世代通番、81.抑止コード、82.日常生活圏域コード、83.更新通番、84.更新操作者コード、85.更新年月日、86.更新時刻、87.作成操作者コード、88.作成年月日、89.作成時刻

【2 受給者テーブル】

1.介護保険者番号、2.被保険者番号、3.受給者履歴通番、4.被保険者履歴通番、5.受給者要介護状態区分コード、6.受給者認定年月日、7.受給者結果変更事由コード、8.受給者認定結果通知書発行年月日、9.受給者認定有効期間開始年月日、10.受給者認定有効期間終了年月日、11.受給者支給限度管理期間終了年月日、12.受給者再審査フラグ、13.受給者申請取消事由コード、14.受給者申請取消年月日、15.受給者認定中断事由コード、16.受給者認定中断年月日、17.受給者認定取消事由コード、18.受給者認定取消年月日、19.受給者申請事由コード、20.受給者申請年月日、21.受給者申請かかりつけ医コード、22.受給者申請者関係コード、23.受給者訪問対象地区コード、24.受給者識別コード、25.受給者同意書有無コード、26.受給者前保険者名(漢字)、27.受給者申請者名(漢字)、28.受給者申請者電話番号、29.受給者申請書備考(漢字)、30.受給者居宅住所都道府県コード、31.受給者居宅住所市町村コード、32.受給者居宅住所町名コード、33.受給者居宅都道府県名(漢字)、34.受給者居宅市町村名(漢字)、35.受給者居宅住所(漢字)、36.受給者居宅番地(漢字)、37.受給者居宅方書(漢字)、38.受給者居宅親郵便番号、39.受給者居宅子郵便番号、40.受給者居宅電話番号、41.受給者居宅市内外区分コード、42.受給者特定疾病コード、43.受給者政令広域コード、44.受給者介護要状態コード、45.受給者労災等番号、46.処理年月日、47.受給者みなし認定区分コード、48.受給者介護保険審査会結果前要介護状態区分コード、49.区分変更用前回受給者履歴通番、50.経過措置前情報(結果、有効期間、希望)、51.通知書理由、52.更新通番、53.更新操作者コード、54.更新年月日、55.更新時刻、56.作成操作者コード、57.作成年月日、58.作成時刻

【3 納付原簿テーブル】

1.介護保険者番号、2.賦課年度、3.被保険者番号、4.納付原簿履歴通番、5.納付原簿入力所得区分コード、6.納付原簿所得区分コード、7.徴収方法区分コード、8.納付原簿調定額、9.納付原簿年額、10.納付原簿月割額、11.納付原簿確定保険料額、12.納付原簿賦課年月日、13.納付原簿賦課期日年月日、14.納付原簿通知書通知理由コード、15.納付原簿賦課結果コード、16.納付原簿前回徴収方法区分コード、17.納付原簿納入通知書発行年月日、18.納付原簿特別徴収義務者コード、19.納付原簿年金コード、20.納付原簿基礎年金番号、21.納付原簿還付情報各種年月日、22.納付原簿特別徴収依頼作成年月日、23.納付原簿特別徴収中止区分コード、24.納付原簿特別徴収中止事由コード、25.納付原簿特別徴収中止依頼作成年月日、26.納付原簿特別徴収中止通知書発行年月日、27.納付原簿仮徴収額変更年月日、28.納付原簿仮徴収額変更依頼作成年月日、29.納付原簿仮徴収額変更通知書発行年月日、30.納付原簿減免区分コード、31.納付原簿徴収猶予区分コード、32.納付原簿全期前納報奨金額、33.納付原簿調定取消事由コード、34.納付原簿調定取消年月日、35.納付原簿行政区コード、36.納付原簿政令広域コード、37.納付原簿更正操作者コード、38.納付原簿激変緩和措置フラグ、39.納付原簿特例標準割合適用フラグ、40.納付原簿3段階特例標準割合適用フラグ、41.納付原簿更新画面の備考、42.仮徴収額変更の変更後所得段階X、43.仮徴収額変更の変更後特例(標準)割合、44.適用フラグ、45.仮徴収額変更の変更後3段階特例(標準)、46.割合適用フラグ、47.更新通番、48.更新操作者コード、49.更新年月日、50.更新時刻、51.作成操作者コード、52.作成年月日、53.作成時刻

【4 口座テーブル】

1.介護保険者番号、2.口座使用者区分コード、3.口座使用者番号、4.口座区分コード、5.口座履歴通番、6.口座個別識別番号、7.金融機関種別コード、8.金融機関コード、9.金融機関支店コード、10.預金種目区分コード、11.口座番号、12.口座名義名(カナ)、13.口座名義名(漢字)、14.口座有効期間開始年月日、15.口座有効期間終了年月日、16.口座届出年月日、17.口座名義名連絡先電話番号、18.サービス事業者都道府県コード、19.委託者コード、20.公金口座区分、21.予備領域、22.更新通番、23.更新操作者コード、24.更新年月日、25.更新時刻、26.作成操作者コード、27.作成年月日、28.作成時刻

【5 滞納情報テーブル】

1.所属コード、2.所属課名、3.グループ名称、4.担当者名、5.業務グループ名称、6.個人番号、7.滞納者名、8.住所、9.科目コード、10.区、11.調定年度、12.通知書番号、13.対象年度、14.事業開始年度、15.事業終了年度、16.申告区分、17.調区、18.期別コード、19.収納額、20.収納延滞金、21.領収年月日、22.収納年月日、23.データ区分、24.納付種類コード、25.収入区分1、26.収入区分2、27.変更日、28.宛名氏名カナ、29.宛名氏名、30.宛名郵便番号、31.宛名住所、32.宛名自宅電話番号、33.関係者区分、34.関係者個人番号、35.氏名カナ、36.氏名、37.郵便番号、38.備考、39.主従区分、40.主__個人番号、41.関係、42.滞納者名カナ、43.執行停止ID、44.執行停止金額、45.執行停止要件、46.執行停止確定日、47.再調査回数、48.申請区分、49.申請事由、50.決裁日、51.決裁状態、52.解除__取消日、53.当初納期限、54.納期限、55.法定納期限、56.当初法定納期限等、57.法定納期限等、58.時効完成日、59.当初調定額、60.調定額、61.調定延滞金、62.未納額、63.滞納額、64.滞納延滞金、65.過誤納付額、66.最終領収年月日、67.最終収納年月日、68.完納フラグ、69.督促状発送日、70.処分票フラグ、71.一次催告書発送フラグ、72.分納区分、73.不納欠損確定日、74.徴収猶予開始日、75.徴収猶予終了日、76.換価猶予開始日、77.換価猶予終了日、78.繰上徴収日、79.不納欠損要件、80.催告停止フラグ、81.催告停止開始日、82.催告停止終了日、83.共有個人番号、84.補記情報、85.端末ID、86.新規登録日、87.新規登録時刻、88.更新日、89.更新時刻、90.氏名(名称)、91.共有区分、92.所有者、93.所有者郵便番号、94.所有者住所、95.持ち分子数、96.持ち分母数、97.入力日時、98.電話先、99.相手先、100.相手先名称、101.交渉内容、102.交渉詳細、103.交渉区分、104.削除フラグ、105.交渉担当者名、106.交渉担当者GP名、107.交渉担当者所属課名、108.個人担当者名、109.個人担当者GP名、110.徴収猶予ID、111.猶予内容、112.猶予条件、113.猶予期間開始日、114.猶予期間終了日、115.解除日、116.減免区分、117.期限後1カ月減免率、118.期限後1カ月超減免率、119.特例基準割合適用、120.登記日、121.担保必要額、122.担保提供有無、123.担保無事由、124.担保解除日、125.担保解除事由、126.免除ID 127.免除内容 128.減免条件 129.特例基準割合適用有無 130.免除開始日 131.免除終了日 132.換価ID 133.個人担当者所属名、134.分納ID、135.対象区分、136.対象者通番、137.対象者名、138.分納保証人有無、139.分納保証人名称、140.分納日、141.分納理由、142.初回支払日、143.初回支払額、144.二回目以降年月、145.残余金、146.毎月支払日、147.回数指定有無、148.支払回数、149.毎月支払額、150.支払サイクル、151.休日の取り扱い、152.延滞金計算方法、153.端数調整区分、154.端数調整月支払額、155.ボーナス併用有無、156.加算月1、157.加算額1、158.加算月2、159.加算額2、160.誓約書受領有無、161.延滞金取扱区分、162.分納担当者名、163.分納担当者GP名、164.分納担当者所属課名、165.支払回番号、166.支払回番号枝番、167.支払方法、168.回数、169.年月 170.予定額 171.収納日 172.充当項目、173.充当金額、174.利率、175.延滞利率、176.充当金額1、177.充当金額1充当順位、178.充当金額2、179.充当金額2充当順位、180.充当金額3、181.充当金額3充当順位、182.充当金額4、183.充当金額4充当順位、184.取消、185.支払予定日、186.支払予定額、187.残金額、188.充当済額、189.延滞金、190.督促手数料、191.支払済フラグ、192.充当入金日先頭、193.充当入金番号先頭、194.充当入金日最後、195.充当入金番号最後、196.充当利息、197.ソート順、198.グループ名、199.差押ID、200.申請者所属名、201.申請者グループコード、202.申請者係、203.申請者名、204.差押区分、205.管理番号、206.権利者氏名、207.交付要求区分、208.交付要求該当条項、209.破産交付要求区分、210.破産交付要求年月日、211.手続きID、212.事件番号、213.受付年月日、214.差押年月日、215.受付番号、216.当時差押年月日、217.延滞金計算日、218.解除受付年月日、219.解除受付番号、220.差押件数、221.財産種別大名称、222.財産種別小名称、223.差押財産評価額合計、224.配当予定日、225.取立金額、226.充当ID、227.充当区分、228.換価代金交付期日、229.充当日、230.充当前本税未納額、231.充当前未納延滞金、232.本税充当額、233.延滞金充当額、234.逆連携不要フラグ、235.繰上ID、236.繰上通番、237.決裁状態区分、238.繰上前納期限、239.繰上後納期限、240.時刻設定区分、241.設定時刻、242.不納欠損ID、243.ステータス変更事由、244.所属課コード、245.財産ID、246.財産種別大、247.財産種別小、248.財産毎通番、249.財産枝番、250.財産内容、251.実残高、252.評価依頼先、253.評価依頼日、254.評価日、255.評価額、256.評価費用、257.特記事項、258.調査結果、259.調査開始日、260.調査完了日、261.預金照会先銀行数、262.作成日時、263.見積評価額、264.個別評価額、265.履行条件、266.履行期限日、267.財産目録、268.賦課区、269.業務グループ名、270.設定時間、271.待機フラグ、272.コメント、273.対象担当者名、274.対象担当者GP名、275.対象担当者所属課名、276.地区担当者コード、277.地区グループ、278.個別設定フラグ、279.特別滞納設定フラグ、280.交渉状況区分、281.最新交渉入力年月日、282.最新交渉入力担当者、283.納付約束区分、284.最新納付約束年月日、285.最新納付約束金額、286.訪問約束区分、287.最新訪問約束年月日、288.最新訪問約束担当者、289.来庁約束区分、290.最新来庁約束年月日、291.最新来庁約束担当者、292.待電約束区分、293.最新待電約束年月日、294.最新待電約束担当者、295.最終接触年月日、296.滞納者種別、297.現在滞納者種別、298.最新収納年月日、299.最新収納金額、300.ワークフロー状態1、301.ワークフロー状態2、302.滞納年度、303.総滞納残合計__原、304.総滞納残延滞金__原、305.総滞納残合計原納、306.総滞納残延滞金原納、307.過誤納付額__納、308.未納額合計、309.指示区分、310.承認区分、311.分納履行区分、312.執行停止区分、313.最新執行停止日、314.最新不納欠損日、315.滞納処分要解除、316.期限経過、317.未決裁有、318.期別催告停止フラグ、319.特徴過誤納付有無、320.国保資格証対象フラグ、321.同一人番号、322.世帯番号、323.住民区分、324.地区コード、325.自治省コード、326.行政区コード、327.方書、328.性別、329.生年月日、330.続柄、331.自宅電話番号、332.携帯電話番号、333.住定日、334.住定事由、335.住失日、336.住失事由、337.最新異動年月日、338.最新異動事由、339.死亡年月日、340.約束区分、341.約束区分名称、342.約束取付年月日、343.約束年月日、344.約束金額、345.約束場所、346.納付年月日、347.納付金額、348.訪問場所、349.約束履行状況、350.登録担当者名、351.登録担当者GP名、352.登録担当者所属課名、353.約束担当者名、354.約束担当者GP名、355.約束担当者所属課名、356.実行担当者名、357.実行担当者GP名、358.実行担当者所属課名、359.発行連番、360.請求未納額、361.請求延滞金、362.納付指定日、363.まとめ回数、364.確認番号、365.帳票ID、366.コンビニ連携番号、367.出力日時、368.電話番号情報、369.加算金情報、370.土地情報、371.家屋情報、372.充当額残額情報、373.未充当額情報、374.不納欠損額情報、375.連絡先情報、376.勤務先情報、377.送付先情報、378.本籍情報、379.外国籍情報、380.本税収納額、381.延滞金収納額 382.収納額合計、383.執行停止延滞金額、384.収入年月日、385.確定延滞金、386.算出延滞金、387.一時取扱金情報、388.関係者情報、389.時効管理情報、390.預かり文書情報、391.公売情報、392.同一人情報

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名		
介護保険情報ファイル		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク		
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・届出書又は申請書の受理の際、個人番号カード又は通知カード及び顔写真付きの身分証明書の提示等による本人確認を行い、対象者であることを確認する。 ・届出書等の内容を介護保険システムに入力後、入力者以外の者がその入力された内容と届出書等を照合し、正しく反映されているか確認を行う。 ＜共通基盤における措置＞ ・共通基盤を利用して別の事務で使用しているシステムから特定個人情報を入手する場合には、情報を保有している事務と情報を必要としている事務との間で合意された仕様に基づき、自動的に情報の入手が行われる仕組みとなっており、当該事務の対象者以外の情報を入手することはできない。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。	
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・届出書等は、必要とする情報以外が記載できない様式としている。 ・介護保険システム、介護保険認定支援システム及び滞納管理システムは、必要とする情報以外を登録、管理できない仕様としている。 ＜共通基盤における措置＞ ・共通基盤を利用して別の事務で使用しているシステムから特定個人情報を入手する場合には、情報を保有している事務と情報を必要としている事務との間で合意された仕様に基づき、自動的に情報の入手が行われる仕組みとなっており、当該事務に必要な情報以外の情報を入手することはできない。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・届出書等の受理は、あらかじめ決められた窓口に限定し、盗取・奪取が行えないようにしている。 ・介護保険システム、介護保険認定支援システム及び滞納管理システムの利用は、限られた専用の端末のみで利用でき、あらかじめ承認した利用者・権限の範囲に限っている。 ＜共通基盤における措置＞ ・共通基盤を利用して別の事務で使用しているシステムから特定個人情報を入手する場合には、情報を保有している事務と情報を必要としている事務との間で合意が行われていることを必須条件としている。 ・情報を保有している事務と情報を必要としている事務双方から共通基盤の利用に係る申請書を提出させ、内容に相違がないか確認した上で設定を行っている。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手続を探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものが明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク		
入手の際の本人確認の措置の内容	・届出書等の受理の際、個人番号カード又は通知カード及び顔写真付きの身分証明書の提示を受けて、本人確認を行う。 ・代理人から届出書等を受理する際は、本人からの委任状の確認及び代理人の本人確認を行う。 ＜共通基盤における措置＞ ・共通基盤を利用して別の事務で使用しているシステムから特定個人情報を入手する場合には、情報を保有している事務と情報を必要としている事務との間で合意された仕様にに基づき、自動的に情報の入手が行われる仕組みとなっており、入手した情報が他人の個人番号と紐付けられたり、別の番号に書き換えられたりすることはない。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証（有効性確認、改ざん検知等）を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。	
個人番号の真正性確認の措置の内容	・届出書等の受理の際、個人番号カード又は通知カード等の提示を受けて、介護保険システム又は滞納管理システムで照合することにより個人番号の真正性確認を行う。 ・提出された個人番号とシステムで保有している情報が相違する場合は、住民基本台帳ネットワークシステムを利用し、個人番号の真正性確認を実施している。 ＜共通基盤における措置＞ ・共通基盤を利用して別の事務で使用しているシステムから特定個人情報を入手する場合には、情報を保有している事務と情報を必要としている事務との間で合意された仕様にに基づき、自動的に情報の入手が行われる仕組みとなっており、入手した情報が他人の個人番号と紐付けられたり、別の番号に書き換えられたりすることはない。	
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・入手した情報について、窓口での聞き取りや添付書類との照合等により確認することで正確性を確保している。 ・本市職員が収集した情報に基づいて、適宜、職権で修正することで正確性を確保している。 ＜共通基盤における措置＞ ・共通基盤を利用して別の事務で使用しているシステムから特定個人情報を入手する場合には、情報を保有している事務と情報を必要としている事務との間で合意された仕様にに基づき、自動的に情報の入手が行われる仕組みとなっており、システム間連携の過程で情報の正確性が失われることはない。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	・特定個人情報が記載された届出書等は、鍵付保管庫等で保管している。 ・事務処理で使用した届出書等は、処理完了後は速やかに保管庫に移している。 ・特定個人情報が記録された電子データについては、極力電子記録媒体を用いないこととし、電子記録媒体を使用する場合は、データは暗号化し、定められた担当者のみが作業することとしている。 ・電子記録媒体を用いた場合は、作業完了後速やかにデータを消去している。 ・介護保険システム、介護保険認定支援システム及び滞納管理システムのネットワークは、外部からアクセスできない専用回線を用い、専用の端末のみと接続している。 ＜共通基盤における措置＞ ・LGWANと本市のネットワークの間に DMZ を設け、共通基盤から外部への直接通信を遮断することにより、安全を確保している。また、FW や連携サーバで外部接続先との通信を制限している。 ・共通基盤を利用して別の事務で使用しているシステムから特定個人情報を入手する場合には、本市外部のネットワークからアクセスができない専用回線を用い、通信の暗号化を行った上で、あらかじめ認められた通信以外の通信を許可しない仕組みとすることで、特定個人情報の漏えいを防止している。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
3. 特定個人情報の使用		
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	<共通基盤における措置> ・共通基盤では、それぞれの番号利用事務の対象となる者の個人番号又は団体内統合宛名番号にのみアクセスできるようにアクセス制御を行っており、目的を超えた紐付けは行われない仕組みとなっている。 ・共通基盤の団体内統合宛名機能は、個人番号と団体内統合宛名番号の紐付けを管理する機能であり、事務に必要な情報との紐付けは行われない仕組みとなっている。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・介護保険システム、介護保険認定支援システム及び滞納管理システムには、業務に関係のない情報は保持しない。 ・共通基盤を介して、他業務システムの情報連携を行っており、他業務システム等から直接アクセスできない。また、連携する情報もあらかじめ許可し、設定したもののみとしている。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	・介護保険システム及び滞納管理システムへのアクセスは、共通基盤の認証が必要である。 ・介護保険システム及び滞納管理システムには、申請に基づき登録したユーザIDのみがアクセスでき、ユーザIDごとに業務に必要な機能のみに権限を付与している。 ・介護保険認定支援システムは、所属ごとにユーザIDを登録し、定期的にパスワードを変更している。 ・退職、人事異動等によりシステムを利用しなくなる場合、人事情報に基づき、ユーザIDを削除している。 <共通基盤における措置> ・システムを利用する必要がある職員に対し、個人ごとにユーザIDを割り当て、ICカード及びパスワードによる認証を行っている。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	1 発効の管理 ・正規職員、非正規職員ともに、システム利用者申請書に基づき、アクセス権限を設定している。 2 失効の管理 ・正規職員については、退職・人事異動等の人事情報に基づき、アクセス権限を失効させている。 ・非正規職員については、システム利用者申請書に記載された雇用期間に基づき、アクセス権限を失効させている。 <共通基盤における措置> 1 発効管理 ・人事異動等により、ユーザIDの登録が必要な場合、業務システムの管理者は、速やかに当該職員について、ユーザID申請書を共通基盤管理者に提出し、承認を得る。 ・共通基盤管理者はユーザID申請書に基づき、ユーザIDの割り当て及びICカードの発行を行う。 2 失効管理 ・人事異動等により、ユーザIDの削除が必要な場合、業務システムの管理者は、速やかに当該職員について、ユーザID申請書及びICカードを共通基盤管理者に提出し、承認を得る。 ・共通基盤管理者はユーザID申請書に基づき、ユーザIDの削除を行う。	

アクセス権限の管理		☐ 行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
	具体的な管理方法	・課又は係ごとに業務で使用する機能をあらかじめ設定し、その機能に限るよう権限設定を行っている。 ・ユーザIDの登録、変更、削除に関する記録を5年間保管することとしている。 ・アクセス権限を有する全職員について、権限設定に誤りがないか年1回確認を行う。年1回システムから操作者データを抽出し、名簿と突合している。 <共通基盤における措置> 1 ICカード管理台帳を作成し、ユーザIDごとのシステム利用権限を管理している。 2 ユーザIDの登録、変更、削除に関する記録を10年間保管することとしている。
特定個人情報の使用の記録		☐ 記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
	具体的な方法	システムのアクセスログ管理機能により、利用者、日時、利用端末、利用情報等の情報を記録し、年1回以上分析している。 <共通基盤における措置> ・共通基盤の利用に係る操作記録(ログ)では、利用者、日時、利用端末等を記録している。 ・操作記録(ログ)は、10年間保存することとしている。
その他の措置の内容		—
リスクへの対策は十分か		☐ 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容		・システム利用者アクセス権限は、業務に必要な機能に限っている。 ・システムのアクセスログ管理機能により、利用者のアクセス情報を管理し、業務外のアクセスを調査できるようにしている。 ・システム利用者への情報セキュリティ研修などを行い、事務外での使用禁止を徹底している。 <共通基盤における措置> ・共通基盤の利用に係る操作記録(ログ)を取得・保存しており、事務外で使用了場合には、その職員を特定可能であることを職員に周知し、事務外での使用の抑止を図っている。 ・機能ごとにアクセスできる端末の制限を行っている。
リスクへの対策は十分か		☐ 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容		・必要最小限の許可された業務端末以外では、電子記録媒体は使用できない設定としている。 ・EUC機能について、操作ログを取得することにより、不正なデータの抽出・複製を抑制している。 <共通基盤における措置> ・データのバックアップは自動的に実行され、バックアップファイルの取得は入退室管理が行われるデータセンターにおいてのみ可能となっている。
リスクへの対策は十分か		☐ 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
その他、特定個人情報の使用にあたり以下の措置を講じる。 ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させない。 ・業務端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 また、特定個人情報を含む届出書等の紙媒体が不正に使用されるリスクに対しては、執務室を関係者以外立入禁止としており、また特定個人情報を含む紙媒体は鍵付保管庫等で保管している。		

☐ 委託しない

情報保護管理体制の確認	・契約時に受託者が情報セキュリティ関連資格(プライバシーマーク認定、ISO27001認証、ISO9001認証)を取得しているか確認している。 ・契約書に基づき、業務の推進体制及びセキュリティ対策等を記述した実施計画書を提出させ、確認している。 ・情報資産の取扱いを徹底させるため、代表者及び従業員から誓約書を提出させている。
-------------	--

具体的な制限方法	・特定個人情報ファイルの取扱者の名簿を提出させている。 ・特定個人情報ファイルへアクセスを行う場合は、許可した者のみがアクセスできるよう権限設定を行っている。
----------	--

具体的な方法	・特定個人情報ファイルのアクセスについて、委託先及び再委託先の従業員のアクセスログを記録し、年1回以上分析している。 ・システム以外で特定個人情報ファイルを取り扱う場合、委託先から委託先及び再委託先の作業、作業内容等を記載した作業記録を提出させる。 <共通基盤における措置> ・委託先及び再委託先の従業員の共通基盤に係る操作記録(ログ)を取得し、保存している。 ・操作記録(ログ)には、操作日時、操作端末のIPアドレス、ユーザID、画面ID、個人番号等を記録している。 ・操作記録(ログ)はそれぞれ、10年間保存することとしている。
---------------	--

委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・契約書において、個人情報の取扱いを第三者に行わせる場合は、本市の承諾を必要としており、委託先の申請に基づき、再委託の必要性、再委託先の情報管理体制を確認した上で、再委託を承諾している。 ・個人情報を取扱う作業場所は、市が指定する場所のみとしている。 ・契約書に基づき、履行状況を確認するため、委託先に対し、報告を求め、必要に応じて立入検査を実施する。
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・契約書において、本市の情報セキュリティポリシーの遵守と個人情報取扱特記事項における個人情報の適正な取扱いを義務づけるとともに、従業員から誓約書を提出させている。 ・契約書に基づき、履行状況を確認するため、委託先に対し、報告を求め、必要に応じて立入検査を実施する。

ルール内容及び ルール遵守の確認方法	・契約書において、個人情報の登録された資料の複製を禁止しており、委託先は、個人情報が記録された資料等を契約の終了後又は解除後、直ちに本市に返還しなければならないこととされている。 ・電子記録媒体を廃棄する場合においては、管理者の許可を得て、委託先が記録媒体に対して一定回数以上の上書き又は物理的な破壊等のデータ消去作業を行った上で廃棄することになっている。 ・本市は上記の履行状況を確認するため、データ消去証明書の提出を求め、必要に応じて立入検査を実施している。
-------------------------------	---

規定の内容	秘密保持、収集の制限、目的外の利用及び提供の制限、適正管理、作業場所の指定、複写及び複製の禁止、資料の返還、事故発生時の報告等について規定している。
-------	--

具体的な方法	・契約書において、再委託を行う場合にはあらかじめ本市の承諾を得ることとしており、本市が承諾するに当たっては、再委託の必要性、再委託先の情報管理体制などを確認の上、承諾することとしている。 ・情報セキュリティ実施手順に基づき、再委託先においても、委託先と同様の情報セキュリティ対策を実施させている。
--------	---

その他の措置の内容	—
-----------	---

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	・特定個人情報の提供・移転を行う場合は、実施日時、提供・移転の内容等を記録し、年1回以上分析している。 <共通基盤における措置> ・共通基盤に係る操作記録(ログ)については、日時、連携ID、移転・提供元システム名、移転・提供先システム名等を記録している。 ・操作記録(ログ)はそれぞれ、10年間保存することとしている。		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルール内容及びルール遵守の確認方法	・特定個人情報の提供・移転の際は、提供・移転先から申請書を提出させ、根拠法令や特定個人情報の内容等の申請内容を精査し、必要な情報のみを提供・移転している。 <共通基盤における措置> ・ルールの内容 ・共通基盤を利用して別の事務で使用しているシステムに特定個人情報を提供・移転する場合には、情報を保有している事務と情報を必要としている事務との間で事前に協議を行った上で、共通基盤担当に申請書を提出する手順となっている。申請書が提出されない場合、共通基盤を利用した提供・移転はできない。 ・磁気ディスク、USBメモリ等の電子記録媒体の利用は原則禁止とし、業務システム端末で利用できないよう、共通基盤の運用管理機能で制御されている。電子記録媒体の利用は、あらかじめ、利用目的、利用頻度、利用端末等を明らかにした上で、共通基盤担当へ申請する手順としている。また、利用できる電子記録媒体は記録された情報を暗号化する機能を有するものに限定している。 ・ルール遵守の確認方法 ・共通基盤担当者が、申請書及び共通基盤の設定の突き合わせを行い、申請書に記載された連携仕様どおりの社内連携が行われているかどうか、申請書に記載されたとおりの電子記録媒体使用許可の制御が行われているかどうか確認する。また、当該申請をした業務システムの担当者においても、システムの端末を操作して、申請内容が実行されているか確認する。 ・共通基盤により、業務システム端末の運用状況を監視しており、許可されていない電子記録媒体が接続された場合には、監視画面に警告が表示されるとともに、当該端末、ユーザ等を記録した操作記録(ログ)が取得・保存される。		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	提供・移転の承認をしたものについては、承認の条件として、あらかじめ定めた方法（共通基盤連携、媒体連携）でのみ提供・移転を行っている。 <共通基盤における措置> ・共通基盤を利用して別の事務で使用しているシステムに特定個人情報を提供・移転する場合には、情報を保有している事務と情報を必要としている事務との間で合意が行われていることを必須条件としている。 ・情報を保有している事務と情報を必要としている事務双方から共通基盤の利用に係る申請書を提出させ、内容に相違がないか確認した上で共通基盤の設定を行っている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	媒体連携の場合、システムで処理されたデータを保存して、その内容と相手先を媒体の管理台帳に記録することにより、誤った情報の提供・移転及び誤った相手への提供・移転が行われないようにしている。 <共通基盤における措置> ・共通基盤を利用した庁内連携は、あらかじめ設定された連携仕様に基づき、自動的に情報の移転が行われる仕組みであることから、誤った情報の提供・移転及び誤った相手への提供・移転が行われることはない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		
[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・介護保険システムにおける権限設定により、情報提供ネットワークへ情報照会の権限が与えられた者のみが情報照会を行う。 ・情報照会のログを取得し、不適切な情報照会を抑止する。 <共通基盤における措置> ・共通基盤を利用して、中間サーバーを経由し、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う場合には、中間サーバー及び情報提供ネットワークシステムとの連携仕様に基づき、自動的に情報照会が行われる仕組みとなっており、目的外の情報を入手することはできない。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号利用法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能が特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	介護保険システムと共通基盤は、閉鎖した基幹業務系ネットワークで接続されており、端末機の接続についてもMACアドレスによる認証等により、不適切な接続を防止している。 ＜共通基盤における措置＞ ・共通基盤を利用して、中間サーバーを経由し、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う場合には、本市外部のネットワークからアクセスができない専用回線を用い、通信の暗号化を行っており、特定個人情報の漏えいを防止している。 ・磁気ディスク、USBメモリ等の電子記録媒体の利用は原則禁止とし、業務システム端末で利用できないよう、共通基盤で制御されている。電子記録媒体の利用は、あらかじめ、利用目的、利用頻度、利用端末等を明らかにした上で、共通基盤管理者へ申請する手順としている。また、利用できる電子記録媒体は記録された情報を暗号化する機能を有するものに限定している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク		
リスクに対する措置の内容	・介護保険システムにおける情報照会は、個人番号により共通基盤に対して行う。共通基盤で管理する個人番号に1対1で対応する団体内統合宛名番号により、中間サーバーに照会し、情報を取得することにより、照会対象者に係る正確な特定個人情報を入手する。 ＜共通基盤における措置＞ ・共通基盤を利用して、中間サーバーに保存された情報照会の結果の入手を行う場合には、中間サーバーとの連携仕様に基づき、自動的に結果の入手が行われる仕組みとなっており、入手の過程で情報の正確性が失われることはない。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	介護保険システム端末は閉鎖した基幹業務系のネットワークで共通基盤と接続するとともに、MACアドレスによる認証等により、不適切な端末接続による特定個人情報の漏えい・紛失を防止している。 ＜共通基盤における措置＞ ・共通基盤を利用して、中間サーバーを経由し、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う場合には、本市外部のネットワークからアクセスができない専用回線を用い、通信の暗号化を行っており、特定個人情報の漏えいを防止している。 ・磁気ディスク、USBメモリ等の電子記録媒体の利用は原則禁止とし、業務システム端末で利用できないよう、共通基盤で制御されている電子記録媒体の利用は、あらかじめ、利用目的、利用頻度、利用端末等を明らかにした上で、共通基盤管理者へ申請する手順としている。また、利用できる電子記録媒体は記録された情報を暗号化する機能を有するものに限定している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜共通基盤における措置＞ ・共通基盤を利用し、中間サーバーに特定個人情報の副本を登録する場合には、中間サーバーとの連携仕様に基づき、自動的に特定個人情報の副本の登録が行われる仕組みとなっており、不正に特定個人情報を登録することはできない。 ・磁気ディスク、USBメモリ等の電子記録媒体の利用は原則禁止とし、業務システム端末で利用できないよう、共通基盤で制御されている。電子記録媒体の利用は、あらかじめ、利用目的、利用頻度、利用端末等を明らかにした上で、共通基盤担当へ申請する手順としている。また、利用できる電子記録媒体は記録された情報を暗号化する機能を有するものに限定している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ・機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。	

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容	<共通基盤における措置> ・共通基盤を利用し、中間サーバーに特定個人情報の副本を登録する場合には、中間サーバーとの連携仕様にに基づき、自動的に特定個人情報の副本の登録が行われる仕組みとなっており、不適切な方法で特定個人情報を登録することはできない。 ・磁気ディスク、USBメモリ等の電子記録媒体の利用は原則禁止とし、業務システム端末で利用できないよう、共通基盤の運用管理機能で制御されている。電子記録媒体の利用は、あらかじめ、利用目的、利用頻度、利用端末等を明らかにした上で、共通基盤担当へ申請する手順としている。また、利用できる電子記録媒体は記録された情報を暗号化する機能を有するものに限定している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	情報提供は、共通基盤で個人番号に1対1で対応する団体内統合宛名及び符号により行うため、提供対象者に係る正確な特定個人情報を提供することができる。 <共通基盤における措置> ・共通基盤を利用し、中間サーバーに特定個人情報の副本を登録する場合には、中間サーバーとの連携仕様にに基づき、自動的に特定個人情報の副本の登録が行われる仕組みとなっており、誤った情報を中間サーバーに登録することはない。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。		
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	＜広島市における措置＞ ・特定個人情報は本市データセンター内に設置したサーバーのデータベース内に保管する。 ・データセンターでは、以下の3か所の入口において入退管理を行う。 1.データセンター入口のセキュリティゲート 2.サーバー室入口の電子錠 3.サーバー室内サーバー設置場所入口の電子錠 - 上記1及び2においては、ICカードでの認証を行い、3においてはICカード、パスワード及び生体認証(指紋)の三要素での認証を行っている。なお、ICカードは、事前に申請を受けて、入室を許可した者に対して個人ごとに貸与している。 - また、入室を許可されない者が入室を許可された者に追従して不正に侵入すること(共連れ)を防止するため、データセンター入口のセキュリティゲートでは有人監視を実施するほか、重要な区画の入口には監視カメラを設置している。 ・サーバーは事務で使用するシステムごとのサーバーラック内に設置され、施錠される。サーバーラックは事前にサーバーの使用許可を得た者以外の者が開錠することはできない。 ・データセンター内(サーバー室内を含む。)には監視カメラを設置するほか、24時間365日警備員が常駐し、定期的に巡回を行う。 ・データセンターから情報記録媒体の持ち出しを行う場合、事前に本市担当職員が押印した情報記録媒体等持出承認書をデータセンターに持参し、退館する際に警備員に提出することとしている。 ・データセンターから退館する際、警備員による手荷物検査を行い、情報記録媒体等持出承認書に記載のない情報記録媒体を保持していた場合、データセンターからの持ち出しはできない。 ・特定個人情報を含むサーバー内のデータのバックアップテープはデータセンター内の耐火金庫に保管されるほか、大規模災害時の復旧に備えてデータセンターから300km以上離れた場所に分散保管される。 ・特定個人情報の消去にあたっては、ハードディスク等の記録装置に対する一定回数以上の上書き又は物理的な破壊等のデータ消去作業を行った上で廃棄することとしている。また、データ消去証明書の提出を求め、必要に応じて立入検査を実施している。 ・特定個人情報が記録された電子記録媒体及び紙媒体は、鍵付保管庫等で保管している。 ・特定個人情報を取り扱う事務室等については、部外者の進入を禁止している。 ・窓口付近に設置する端末機は、通行人等から画面が見えない向きに設置している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 1.ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 2.日本国内でデータを保管している。

⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容		<広島市における措置> 1 不正アクセス防止 ・共通基盤の各種機能の利用にあたっては、ICカードによる利用者認証及び権限管理を行っており、あらかじめ登録された職員以外が特定個人情報にアクセスすることはできない。また、各種機能に係る操作記録(ログ)の取得・保存を行っており、不正使用が認められる場合には、職員の特定が可能であることを周知することで、特定個人情報への不正アクセスの抑止を図っている。 ・本市の庁内ネットワークは、本市外部のネットワークからアクセスができない専用回線を用い、通信の暗号化を行った上で、あらかじめ設定された通信仕様に基づく通信のみ許可する仕組みとすることで、特定個人情報の漏えいを防止している。また、本市の庁内ネットワークは、常時監視を行っており、不正アクセス等の脅威が検知された場合には、監視画面に警告が表示されると共に、脅威の種類、対象端末(又はサーバー、ネットワーク機器)、時間等を記録する操作記録(ログ)が取得・保存される。 2 ウイルス対策 ・ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルを常に最新になるよう、日次レベルで更新し、各業務システム及び端末に配信している。 ・磁気ディスク、USBメモリ等の電子記録媒体の利用は原則禁止とし、業務システム端末で利用できないよう、共通基盤で制御されている。電子記録媒体の利用は、あらかじめ、利用目的、利用頻度、利用端末等を明らかにした上で、共通基盤担当へ申請する手順としている。また、利用できる電子記録媒体は記録された情報を暗号化する機能を有するものに限定している。 ・共通基盤により、業務システム端末の運用状況を監視しており、許可されていない電子記録媒体が接続された場合には、監視画面に警告が表示されるとともに、当該端末、ユーザ等を記録した操作記録(ログ)が取得・保存される。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ・中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存者の個人番号と同様の保管、管理を実施している。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2： 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	・保有する個人情報については、異動が確認できた場合、随時、最新情報に更新している。 ・端末は、基本的には、個人番号付電子申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	・保管期限を経過したデータは、アクセス制御によりシステムでは使用できないようにする。 ・特定個人情報保存された記録媒体そのものを廃棄する場合には、管理者の許可を得て、委託業者が記録媒体に対して一定回数以上の無作為な書き込みを行った上で、媒体そのものを物理的に破壊することで当該媒体に記録された特定個人情報を消去し、消去した情報、媒体、日付等を記録する。また、データ消去証明書の提出を求め、必要に応じて立入検査を実施する。 ・届出書等の紙媒体の管理は広島市文書取扱規定に基づき管理徹底しており、保有年限を経過した文書は毎年一斉に溶解処理を行って廃棄する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
特定個人情報を含む情報資産を廃棄する場合は、情報を復元できないよう処置した上で廃棄している。また、機器リース終了等による返却の場合も同様とする。 ・紙文書は、溶解又はシュレッダー処分を行っている。 ・電子記録媒体は、破碎処理、データ消去ソフトウェアによるデータ消去を行っている。 ・サーバー・パソコン等情報機器については、記録装置に対して、委託業者が物理的破壊、データ消去ソフトウェアによるデータ消去を行っている。また、データ消去証明書の提出を求め、必要に応じて立入検査を実施している。		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	「広島市情報セキュリティポリシー」に、「定期的に又は必要に応じて自己点検を行い、改善の必要があるものについては、速やかに改善措置を行うこと」を定め、毎年1回、情報セキュリティの自己点検を実施することとしている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、毎年1回、自己点検を実施することとしている。	
②監査	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	「広島市情報セキュリティポリシー」に、「定期的に又は必要に応じて情報セキュリティ監査を行い、改善の必要があるものについては、速やかに改善措置を行うこと」を定め、4年に1回、外部監査を実施することとしている。 (監査内容) ・個人情報保護に関する規定、体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全措置 など <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、毎年1回、監査を行うこととしている。 ・政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	次に掲げる情報セキュリティ研修・公務員倫理研修を毎年実施し、具体的な情報セキュリティ事故の事例紹介等により、職員の情報セキュリティ意識・法令遵守意識の向上を図っている。 なお、情報セキュリティ研修については、eラーニングを導入し、未受講者に対して催促メールを送信することで受講率の向上を図っている。また、公務員倫理研修(情報セキュリティに関する部分)については、庁内LANの全庁資料室に研修資料を掲載しているため、未受講者がいつでも研修資料を参照できる。 ・情報セキュリティ研修 新規採用職員研修、一般職員研修、新任課長級職員研修、新任課長補佐級職員研修 ・公務員倫理研修(情報セキュリティに関する部分) 全職員研修、所属長研修、所属長による所属内研修 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	
3. その他のリスク対策		
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	広島市公文書館 〒730-0051 広島市中区大手町四丁目1番1号 大手町平和ビル8階 電話番号:082-243-2583(直通)
②請求方法	所定の請求書に必要事項を記載し、前記「①請求先」に提出する。その際、運転免許証など本人であることを確認できる身分証明書等を提示する必要がある。
特記事項	広島市ホームページに請求方法や手数料等について掲載している。 https://www.city.hiroshima.lg.jp/shisei/johokokai/1021854/1003439.html
③手数料等	[無 料] ＜選択肢＞ 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 請求そのものや開示の際の閲覧、視聴は無料。写しの交付等は一定の手数料が必要。写しの交付を受ける際に、公文書館に納付する。)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] ＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	介護保険システム、介護保険認定支援システム
公表場所	広島市公文書館
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 電話番号:082-504-2173(直通)
②対応方法	問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	広島市ホームページに意見募集する旨を掲載し、評価書(案)の主管課における閲覧及び配付、ホームページへの掲載を行う。意見の提出は、持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより受け付ける。
②実施日・期間	令和7年10月1日から令和7年10月31日まで
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	専門性を有する第三者(個人情報の保護及び情報システムに知見を有している者)の意見を聴く。
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月11日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ①システムの名称	記載なし	伝送通信ソフト ※ 伝送通信ソフトは、国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者(市区町村)と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。	事後	厚生労働省からの事務連絡に伴う追加によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成28年10月11日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ②システムの機能	記載なし	1 受給者情報異動連絡票データの送信 受給者情報異動連絡票データを暗号化し、国保連合会へ送信する。 2 受給者情報訂正連絡票データの送信 受給者情報訂正連絡票データを暗号化し、国保連合会へ送信する。	事後	厚生労働省からの事務連絡に伴う追加によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成28年10月11日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ③他のシステムとの接続	記載なし	○ その他(介護保険システム(媒体連携))	事後	厚生労働省からの事務連絡に伴う追加によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成28年10月11日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項、番号法別表第一の68の項、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第9条第1項 番号利用法別表第1の68の項 番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第50条 番号利用法第9条第2項 広島市個人番号の利用に関する条例(以下「番号利用条例」という。)第3条	事後	広島市個人番号の利用に関する条例の制定によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成28年10月11日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】番号法第19条第7号番号法別表第二 93の項、94の項番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、第47条	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第7号 番号利用法別表第2 93の項、94の項 番号利用法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、第47条 番号利用法第19条第8号 番号利用条例第3条	事後	広島市個人番号の利用に関する条例の制定によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成28年10月11日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号番号法別表第二 1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、6の項、17の項、22の項、26の項、30の項、33の項、39の項、42の項、43の項、46の項、56の2の項、58の項、61の項、62の項、80の項、81の項、83の項、87の項、88の項、90の項、94の項、95の項、97の項、106の項、109の項、117の項、120の項番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条第1号、第5号、第3条第1号、第5号、第6条第1号、第4号、第19条、第25条第3号、第30条第8号、第32条、第33条第5号、第43条第3号、第44条、第47条第1号、第6号、第8号、第9号※番号法別表第二 1の項、4の項、5の項、17の項、22の項、30の項、33の項、39の項、43の項、46の項、58の項、81の項、83の項、88の項、90の項、95の項、97の項、106の項、109の項、117の項、120の項に係る主務省令は未制定。	【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第7号 番号利用法別表第2 1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、6の項、8の項、11の項、17の項、22の項、26の項、30の項、33の項、39の項、42の項、43の項、46の項、56の2の項、58の項、61の項、62の項、80の項、81の項、83の項、87の項、88の項、90の項、94の項、95の項、97の項、106の項、108の項、109の項、117の項、119の項 番号利用法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条第1号、第2号、第6号、第7号、第3条第1号、第2号、第6号、第5条第2号、第6条第1号、第4号、第7条第3号、第10条第3号、第12条の3、第15条、第19条、第25条第3号、第25条の2、第30条、第32条、第33条、第43条第3号、第43条の2、第44条、第47条第1号、第49条第2号、第55条第6号、第55条の2、第59条の3第3号 ※番号利用法別表第2 1の項、4の項、30の項、33の項、39の項、46の項、58の項、83の項、88の項、90の項、95の項、106の項、117の項に係る主務省令は未制定。	事後	法令上の根拠の追加によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成28年10月11日	I 基本情報 (別添1)事務の内容	記載なし	「伝送通信ソフト」の追記	事後	厚生労働省からの事務連絡に伴う追加によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成28年10月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成27年10月予定	2015/11/7	事後	実際の保有開始日への記載の変更によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	・本人から入手する情報については、届出書、申請書等の書面で入手しており、使用目的は明確である。 ・関係先から入手する情報については、介護保険法第203条、番号法第9条第1項、第19条第7号、別表第一の68の項、別表第二の93の項、94の項及び番号法第9条第2項により定める条例に基づいて入手しており、使用目的は明確である。	・本人から入手する情報については、届出書、申請書等の書面で入手しており、使用目的は明確である。 ・関係先から入手する情報については、介護保険法第203条、番号利用法第9条第1項、第19条第7号、別表第1の68の項、別表第2の93の項、94の項、番号利用法第19条第8号及び番号利用条例第3条に基づいて入手しており、使用目的は明確である。	事後	広島市個人番号の利用に関する条例の制定によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成28年10月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	○ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	○ 専用線 ○ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	事後	厚生労働省からの事務連絡に伴う追加によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成28年10月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	○ 提供を行っている 32件 ○ 移転を行っている 16件	○ 提供を行っている 35件 ○ 移転を行っている 16件	事後	番号利用法の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成28年10月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ③提供する情報	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの	別紙1に掲げる特定個人情報	事後	提供先2から提供先14までを別紙1に記載箇所を変更することによるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成28年10月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2	提供先:厚生労働大臣又は共済組合等 ①法令上の根拠:番号法第19条第7号別表第二 95の項 ②提供先における用途:介護保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報:介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの ④提供する情報の対象となる本人の数:10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲:第一号被保険者 ⑥提供方法:情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度:随時	削除	事後	提供先2から別紙1への記載箇所の変更によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成28年10月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3	提供先:全国健康保険協会 ①法令上の根拠:番号法第19条第7号別表第二 5の項 ②提供先における用途:船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報:船員保険法第33条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの ④提供する情報の対象となる本人の数:1万人以上10万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲:介護保険サービス受給者 ⑥提供方法:情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度:随時	削除	事後	提供先3から別紙1への記載箇所の変更によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成28年10月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4	提供先:市町村長 ①法令上の根拠:番号法第19条第7号別表第二 17の項 ②提供先における用途:予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報:医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの ④提供する情報の対象となる本人の数:1万人以上10万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲:介護保険サービス受給者 ⑥提供方法:情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度:随時	削除	事後	提供先4から別紙1への記載箇所の変更によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先5	提供先:都道府県知事 ①法令上の根拠:番号法第19条第7号別表第二 22の項 ②提供先における用途:精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報:精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条の2に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの ④提供する情報の対象となる本人の数:1万人以上10万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲:介護保険サービス受給者 ⑥提供方法:情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度:随時	削除	事後	提供先5から別紙1への記載箇所の変更によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成28年10月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先6	提供先:市町村長又は国民健康保険組合 ①法令上の根拠:番号法第19条第7号別表第二 43の項 ②提供先における用途:国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報:国民健康保険法第56条第1項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの ④提供する情報の対象となる本人の数:1万人以上10万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲:介護保険サービス受給者 ⑥提供方法:情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度:随時	削除	事後	提供先6から別紙1への記載箇所の変更によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成28年10月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先7	提供先:厚生労働大臣又は共済組合等 ①法令上の根拠:番号法第19条第7号別表第二 46の項 ②提供先における用途:国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報:国民健康保険法第76条の4において準用する介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの ④提供する情報の対象となる本人の数:10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲:特別徴収対象者 ⑥提供方法:情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度:月次、年次	削除	事後	提供先7から別紙1への記載箇所の変更によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成28年10月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先8	提供先:後期高齢者医療広域連合 ①法令上の根拠:番号法第19条第7号別表第二 81の項 ②提供先における用途:高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報:高齢者の医療の確保に関する法律第57条第1項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの ④提供する情報の対象となる本人の数:1万人以上10万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲:介護保険サービス受給者 ⑥提供方法:情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度:随時	削除	事後	提供先8から別紙1への記載箇所の変更によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成28年10月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先9	提供先:厚生労働大臣又は共済組合等 ①法令上の根拠:番号法第19条第7号別表第二 83の項 ②提供先における用途:高齢者の医療の確保に関する法律による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報:高齢者の医療の確保に関する法律第110条において準用する介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの ④提供する情報の対象となる本人の数:10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲:特別徴収対象者 ⑥提供方法:情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度:月次、年次	削除	事後	提供先9から別紙1への記載箇所の変更によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先10	提供先:厚生労働大臣 ①法令上の根拠:番号法第19条第7号別表第二 88の項 ②提供先における用途:原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報:原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第18条第1項ただし書に規定する他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの ④提供する情報の対象となる本人の数:1万人以上10万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲:介護保険サービス受給者 ⑥提供方法:情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度:随時	削除	事後	提供先10から別紙1への記載箇所の変更によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成28年10月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先11	提供先:都道府県知事又は保健所を設置する市の長 ①法令上の根拠:番号法第19条第7号別表第二 97の項 ②提供先における用途:感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報:感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第39条第1項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの ④提供する情報の対象となる本人の数:1万人以上10万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲:介護保険サービス受給者 ⑥提供方法:情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度:随時	削除	事後	提供先11から別紙1への記載箇所の変更によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成28年10月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先12	提供先:独立行政法人日本学生支援機構 ①法令上の根拠:番号法第19条第7号別表第二 106の項 ②提供先における用途:独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報:医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの ④提供する情報の対象となる本人の数:1万人以上10万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲:介護保険サービス受給者 ⑥提供方法:情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度:随時	削除	事後	提供先12から別紙1への記載箇所の変更によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成28年10月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先13	提供先:都道府県知事又は市町村長 ①法令上の根拠:番号法第19条第7号別表第二 109の項 ②提供先における用途:障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報:障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの ④提供する情報の対象となる本人の数:1万人以上10万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲:介護保険サービス受給者 ⑥提供方法:情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度:随時	削除	事後	提供先13から別紙1への記載箇所の変更によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成28年10月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先14	提供先:都道府県知事 ①法令上の根拠:番号法第19条第7号別表第二 120の項 ②提供先における用途:難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報:難病の患者に対する医療等に関する法律第12条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの ④提供する情報の対象となる本人の数:1万人以上10万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲:介護保険サービス受給者 ⑥提供方法:情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度:随時	削除	事後	提供先14から別紙1への記載箇所の変更によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1～15 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	番号利用法第9条第2項、番号利用条例第3条	事後	広島市個人番号の利用に関する条例の制定によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成28年10月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第7号別表第2に定める特定個人情報のうち介護保険関係情報 項番5	記載なし	情報照会者: 全国健康保険協会 事務: 船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報: 船員保険法第33条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	事後	提供先3から別紙1への記載箇所の変更によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成28年10月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第7号別表第2に定める特定個人情報のうち介護保険関係情報 項番8	記載なし	情報照会者: 都道府県知事 事務: 児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報: 介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	番号利用法の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成28年10月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第7号別表第2に定める特定個人情報のうち介護保険関係情報 項番11	記載なし	情報照会者: 市町村長 事務: 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報: 介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	番号利用法の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成28年10月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第7号別表第2に定める特定個人情報のうち介護保険関係情報 項番17	記載なし	情報照会者: 市町村長 事務: 予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報: 医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	事後	提供先4から別紙1への記載箇所の変更によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成28年10月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第7号別表第2に定める特定個人情報のうち介護保険関係情報 項番22	記載なし	情報照会者: 都道府県知事 事務: 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報: 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条の2に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	事後	提供先5から別紙1への記載箇所の変更によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成28年10月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第7号別表第2に定める特定個人情報のうち介護保険関係情報 項番43	記載なし	情報照会者: 市町村長又は国民健康保険組合 事務: 国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報: 国民健康保険法第56条第1項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	事後	提供先6から別紙1への記載箇所の変更によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成28年10月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第7号別表第2に定める特定個人情報のうち介護保険関係情報 項番46	記載なし	情報照会者: 厚生労働大臣又は共済組合等 事務: 国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報: 国民健康保険法第76条の4において準用する介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの	事後	提供先7から別紙1への記載箇所の変更によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成28年10月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第7号別表第2に定める特定個人情報のうち介護保険関係情報 項番81	記載なし	情報照会者: 後期高齢者医療広域連合 事務: 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報: 高齢者の医療の確保に関する法律第57条第1項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	事後	提供先8から別紙1への記載箇所の変更によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成28年10月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第7号別表第2に定める特定個人情報のうち介護保険関係情報 項番83	記載なし	情報照会者: 厚生労働大臣又は共済組合等 事務: 高齢者の医療の確保に関する法律による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報: 高齢者の医療の確保に関する法律第110条において準用する介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの	事後	提供先9から別紙1への記載箇所の変更によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第7号別表第2に定める特定個人情報のうち介護保険関係情報 項番88	記載なし	情報照会者:厚生労働大臣 事務:原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報:原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第18条第1項ただし書に規定する他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	事後	提供先10から別紙1への記載箇所の変更によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成28年10月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第7号別表第2に定める特定個人情報のうち介護保険関係情報 項番95	記載なし	情報照会者:厚生労働大臣又は共済組合等 事務:介護保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報:介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの	事後	提供先2から別紙1への記載箇所の変更によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成28年10月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第7号別表第2に定める特定個人情報のうち介護保険関係情報 項番97	記載なし	情報照会者:都道府県知事又は保健所を設置する市の長 事務:感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報:感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第39条第1項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	事後	提供先11から別紙1への記載箇所の変更によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成28年10月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第7号別表第2に定める特定個人情報のうち介護保険関係情報 項番106	記載なし	情報照会者:独立行政法人日本学生支援機構 事務:独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報:医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	事後	提供先12から別紙1への記載箇所の変更によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成28年10月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第7号別表第2に定める特定個人情報のうち介護保険関係情報 項番108	記載なし	情報照会者:都道府県知事又は市町村長 事務:障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報:介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	番号利用法の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成28年10月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第7号別表第2に定める特定個人情報のうち介護保険関係情報 項番109	記載なし	情報照会者:都道府県知事又は市町村長 事務:障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報:障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	事後	提供先13から別紙1への記載箇所の変更によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成28年10月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)番号利用法第19条第7号別表第2に定める特定個人情報のうち介護保険関係情報 項番119	記載なし	情報照会者:都道府県知事 事務:難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報:難病の患者に対する医療等に関する法律第12条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	事後	提供先14から別紙1への記載箇所の変更によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月29日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第7号 番号利用法別表第2 1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、6の項、8の項、11の項、17の項、22の項、26の項、30の項、33の項、39の項、42の項、43の項、46の項、56の2の項、58の項、61の項、62の項、80の項、81の項、83の項、87の項、88の項、90の項、94の項、95の項、97の項、106の項、108の項、109の項、117の項、119の項 番号利用法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条第1号、第2号、第6号、第7号、第3条第1号、第2号、第6号、第5条第2号、第6条第1号、第4号、第7条第3号、第10条第3号、第12条の3、第15条、第19条、第25条第3号、第25条の2、第30条、第32条、第33条、第43条第3号、第43条の2、第44条、第47条第1号、第49条第2号、第55条第6号、第55条の2、第59条の3第3号 ※番号利用法別表第2 1の項、4の項、30の項、33の項、39の項、46の項、58の項、83の項、88の項、90の項、95の項、106の項、117の項に係る主務省令は未制定。	【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第7号 番号利用法別表第2 1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、6の項、8の項、11の項、17の項、22の項、26の項、30の項、33の項、39の項、42の項、43の項、46の項、56の2の項、58の項、61の項、62の項、80の項、81の項、83の項、87の項、88の項、90の項、94の項、95の項、97の項、106の項、108の項、109の項、117の項、120の項 番号利用法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条第2号・第3号・第8号、第3条第3号・第4号・第9号、第5条第2号、第6条第1号・第5号、第7条第3号、第10条第3号、第12条の3第3号、第15条第3号、第19条第1号～第6号、第22条の2第1号・第2号・第6号、第24条の2第1号・第3号・第7号、第25条第3号、第25条の2第7号、第30条第9号、第31条の2第2号・第4号・第8号、第32条第1号～第3号、第33条第5号、第43条第3号、第43条の2第8号、第44条第1号～第6号、第47条第1項第1号、第49条第2号、第55条第1号・第2号・第8号、第55条の2第1号・第2号、第59条の3第3号 ※番号利用法別表第2 1の項、4の項、30の項、46の項、83の項、88の項、90の項、95の項、106の項、117の項に係る主務省令は未制定。	事後	番号利用法関係法令の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成29年9月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体・使用部署	健康福祉局高齢福祉部介護保険課、各区厚生部健康長寿課・市民部保険年金課、各出張所、財政局税務部納税推進課・収納対策部各課	健康福祉局高齢福祉部介護保険課、各区厚生部健康長寿課・市民部保険年金課、各出張所、財政局収納対策部各課	事後	本市組織の変更によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成29年9月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	評価実施期間内の他部署 企画総務局総務課、財政局税務部市民税課、健康福祉局地域福祉課・保険年金課、各区市民部市民課、各区厚生部生活課	評価実施期間内の他部署 企画総務局総務課、財政局税務部市民税課、健康福祉局地域福祉課・保険年金課	事後	特定個人情報の入手元を本庁元課のみの表記にしたもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成29年9月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ⑥委託先名	株式会社ベルシステム24	日立トリプルウィン株式会社	事後	契約期間満了による委託先の変更によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成29年9月29日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	本市職員が、職場に設置されたオンラインシステム端末機を使用して職務上知り得た者の住所を知人に教えた。	本市が管理運営しているポータルサイトを利用しているシステム担当者(107名)に対し、システムの一時停止の案内を送信する際、本来「BC C」を使用すべきところ、誤って受信者全員のメールアドレスが相互に確認できる「宛先TO」を使用した。	事後	個人情報に関する事故に係る変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成29年9月29日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容	・住民等の個人情報を取り扱うシステムにおいては、ICカード・パスワードによるユーザ認証、権限管理により、業務に必要な情報を参照できないようにしている。 ・また、端末の操作記録(ログ)を取得し、不正行為があった場合にも、操作記録から日時、職員名、参照した情報を特定することができるようにしている。 ・上記のような技術的対策を講じた上で、全職員を対象とした情報セキュリティ研修・公務員倫理研修等によって法令順守(コンプライアンス)意識の高揚等に取り組んでいる。 ・また、情報セキュリティに関し、職員が順守すべき事項を定めるとともに、CIO(最高情報責任者)を中心とした情報資産を管理するための全庁的な体制を確立し、再発防止に取り組んでいる。	複数の外部の人に電子メールを送信する場合は、他の送信先の電子メールアドレスがわからないように「BCC」で送信すること、また、送信の際は複数人による内容確認を徹底することについて周知を図るとともに、非常勤嘱託職員や臨時職員を含む全職員を対象に、情報セキュリティ研修や公務員倫理研修等においても注意喚起を行い、再発防止に取り組んでいる。	事後	個人情報に関する事故に係る変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成29年9月29日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表	行っていない	行っている 個人情報ファイル:介護保険システム、介護保険認定支援システム 公表場所:広島市公文書館	事後	個人情報ファイル簿の公表に係る変更によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年9月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体・使用部署	健康福祉局高齢福祉部介護保険課、各区厚生部健康長寿課・市民部保険年金課、各出張所、財政局収納対策部各課	健康福祉局高齢福祉部介護保険課、各区厚生部健康長寿課(東区を除く)・東区厚生部福祉課・市民部保険年金課、各出張所、財政局収納対策部各課	事後	本市組織の変更によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成30年9月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3	健康福祉局高齢福祉課、各区厚生部生活課、健康長寿課	健康福祉局高齢福祉課、各区厚生部生活課、健康長寿課(東区を除く)、東区厚生部福祉課	事後	本市組織の変更によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成30年9月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先4	健康福祉局障害福祉部障害自立支援課、各区厚生部保健福祉課	健康福祉局障害福祉部障害自立支援課、各区厚生部保健福祉課(東区を除く)、東区厚生部福祉課	事後	本市組織の変更によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成30年9月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先5	健康福祉局障害福祉部障害自立支援課、各区厚生部保健福祉課	健康福祉局障害福祉部障害自立支援課、各区厚生部保健福祉課(東区を除く)、東区厚生部福祉課	事後	本市組織の変更によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成30年9月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先7	健康福祉局保険年金課、各区厚生部健康長寿課	健康福祉局保険年金課、各区厚生部健康長寿課(東区を除く)、東区厚生部福祉課	事後	本市組織の変更によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成30年9月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先8	健康福祉局保健部保健医療課	健康福祉局保健部健康推進課	事後	本市組織の変更によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成30年9月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先9	健康福祉局保健部保健医療課	健康福祉局保健部健康推進課	事後	本市組織の変更によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成30年9月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先10	各区厚生部保健福祉課	各区厚生部保健福祉課(東区を除く)、東区厚生部福祉課	事後	本市組織の変更によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成30年9月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先11	各区厚生部保健福祉課	各区厚生部保健福祉課(東区を除く)、東区厚生部福祉課	事後	本市組織の変更によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成31年2月14日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生あり	発生なし	事後	過去3年以内に重大事故が発生していないことによるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成31年2月14日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	本市が管理運営しているポータルサイトを利用しているシステム担当者(107名)に対し、システムの一時停止の案内を送信する際、本来「BCC」を使用すべきところ、誤って受信者全員のメールアドレスが相互に確認できる「宛先TO」を使用した。	削除	事後	過去3年以内に重大事故が発生していないことによるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成31年2月14日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	複数の外部の人に電子メールを送信する場合は、他の送信先の電子メールアドレスがわからないように「BCC」で送信すること、また、送信の際は複数人による内容確認を徹底することについて周知を図るとともに、非常勤嘱託職員や臨時職員を含む全職員を対象に、情報セキュリティ研修や公務員倫理研修等においても注意喚起を行い、再発防止に取り組んでいる。	削除	事後	過去3年以内に重大事故が発生していないことによるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年9月12日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第7号 番号利用法別表第2 93の項、94の項 番号利用法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、第47条 番号利用法第19条第8号 番号利用条例第3条 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第7号 番号利用法別表第2 1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、6の項、8の項、11の項、17の項、22の項、26の項、30の項、33の項、39の項、42の項、43の項、46の項、56の2の項、58の項、61の項、62の項、80の項、81の項、83の項、87の項、88の項、90の項、94の項、95の項、97の項、106の項、108の項、109の項、117の項、120の項 番号利用法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条第2号・第3号・第8号、第3条第3号・第4号・第9号、第5条第2号、第6条第1号・第5号、第7条第3号、第10条第3号、第12条の3第3号、第15条第3号、第19条第1号～第6号、第22条の2第1号・第2号・第6号、第24条の2第1号・第3号・第7号、第25条第3号、第25条の2第7号、第30条第9号、第31条の2第2号・第4号・第8号、第32条第1号～第3号、第33条第5号、第43条第3号、第43条の2第8号、第44条第1号～第6号、第47条第1項第1号、第49条第2号、第55条第1号・第2号・第8号、第55条の2第1号・第2号、第59条の3第3号 ※番号利用法別表第2 1の項、4の項、30の項、46の項、83の項、88の項、90の項、95の項、106の項、117の項に係る主務省令は未制定。	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第7号 番号利用法別表第2 93の項、94の項 番号利用法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、第47条 番号利用法第19条第8号 番号利用条例第3条 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第7号 番号利用法別表第2 1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、6の項、8の項、11の項、17の項、22の項、26の項、30の項、33の項、39の項、42の項、43の項、46の項、56の2の項、58の項、61の項、62の項、80の項、81の項、83の項、87の項、88の項、90の項、94の項、95の項、97の項、106の項、108の項、109の項、119の項 番号利用法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条第2号・第3号・第8号、第3条第3号・第4号・第9号、第5条第2号、第6条第1号・第5号、第7条第3号、第10条第3号、第12条の3第3号、第15条第3号、第19条第1号～第6号、第22条の2第1号・第2号・第6号、第24条の2第1号・第3号・第7号、第25条第3号、第25条の2第7号、第30条第9号、第31条の2第2号・第4号・第8号、第32条第1号～第3号、第33条第6号、第43条第3号、第43条の2第8号、第44条第1号～第6号、第47条第1項第1号、第49条第2号、第55条第1号・第2号・第8号、第55条の2第1号～第4号、第59条の3第3号 ※番号利用法別表第2 1の項、4の項、30の項、46の項、83の項、88の項、90の項、95の項、106の項に係る主務省令は未制定。	事後	番号利用法関係法令の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和1年9月12日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5	広島市市税等お知らせセンター管理運営業務	削除	事後	委託業務の見直しにともなう変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年9月28日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第7号 番号利用法別表第2 1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、6の項、8の項、11の項、17の項、22の項、26の項、30の項、33の項、39の項、42の項、43の項、46の項、56の2の項、58の項、61の項、62の項、80の項、81の項、83の項、87の項、88の項、90の項、94の項、95の項、97の項、106の項、108の項、109の項、119の項 番号利用法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条第2号・第3号・第8号、第3条第3号・第4号・第9号、第5条第2号、第6条第1号・第5号、第7条第3号、第10条第3号、第12条の3第3号、第15条第3号、第19条第1号～第6号、第22条の2第1号・第2号・第6号、第24条の2第1号・第3号・第7号、第25条第3号、第25条の2第7号、第30条第9号、第31条の2第2号・第4号・第8号、第32条第1号～第3号、第33条第6号、第43条第3号、第43条の2第8号、第44条第1号～第6号、第47条第1項第1号、第49条第2号、第55条第1号・第2号・第8号、第55条の2第1号～第4号、第59条の3第3号 ※番号利用法別表第2 1の項、4の項、30の項、46の項、83の項、88の項、90の項、95の項、106の項に係る主務省令は未制定。	【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第7号 番号利用法別表第2 1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、6の項、8の項、11の項、17の項、22の項、26の項、30の項、33の項、39の項、42の項、43の項、46の項、56の2の項、58の項、61の項、62の項、80の項、81の項、83の項、87の項、88の項、90の項、94の項、95の項、97の項、106の項、108の項、109の項、117の項、120の項 番号利用法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条第2号・第3号・第8号、第3条第3号・第4号・第9号、第5条第2号、第6条第1号・第5号、第7条第3号、第10条第3号、第12条の3第3号、第15条第3号、第19条第1号～第6号、第22条の2第1号・第3号・第7号、第24条の2第1号・第3号・第7号、第25条第3号、第25条の2第7号、第30条第9号、第31条の2第2号・第4号・第8号、第32条第1号～第3号、第33条第6号、第43条第3号、第43条の2第10号、第44条第1号～第6号、第47条第1号・第16号、第49条第2号、第55条第1号・第2号・第8号、第55条の2第1号～第4号、第59条の3第3号 ※番号利用法別表第2 1の項、4の項、30の項、46の項、83の項、88の項、90の項、95の項、106の項、117の項に係る主務省令は未制定。	事後	番号利用法関係法令の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年9月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	健康福祉局高齢福祉部介護保険課、各区厚生部健康長寿課（東区を除く）・東区厚生部福祉課・市民部保険年金課、各出張所、財政局収納対策部各課	健康福祉局高齢福祉部介護保険課、各区厚生部福祉課、市民部保険年金課、各出張所、財政局収納対策部各課	事後	組織名の変更によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年9月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	健康福祉局高齢福祉部介護保険課、各区厚生部健康長寿課（東区を除く）・東区厚生部福祉課・市民部保険年金課、各出張所、財政局収納対策部各課	健康福祉局高齢福祉部介護保険課、各区厚生部福祉課、市民部保険年金課、各出張所、財政局収納対策部各課	事後	組織名の変更によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名	株式会社リオス	株式会社両備システムズ	事後	会社名の変更によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年9月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3	健康福祉局高齢福祉課、各区厚生部生活課、健康長寿課(東区を除く)、東区厚生部福祉課	健康福祉局高齢福祉課、各区厚生部生活課、各区厚生部福祉課	事後	組織名の変更によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年9月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先4	健康福祉局障害福祉部障害自立支援課、各区厚生部保健福祉課(東区を除く)、東区厚生部福祉課	健康福祉局障害福祉部障害自立支援課、各区厚生部福祉課	事後	組織名の変更によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年9月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先5	健康福祉局障害福祉部障害自立支援課、各区厚生部保健福祉課(東区を除く)、東区厚生部福祉課	健康福祉局障害福祉部障害自立支援課、各区厚生部福祉課	事後	組織名の変更によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年9月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先7	健康福祉局保険年金課、各区厚生部健康長寿課(東区を除く)、東区厚生部福祉課	健康福祉局保険年金課、各区厚生部福祉課	事後	組織名の変更によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年9月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先10	各区厚生部保健福祉課(東区を除く)、東区厚生部福祉課	各区厚生部福祉課	事後	組織名の変更によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年9月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先11	各区厚生部保健福祉課(東区を除く)、東区厚生部福祉課	各区厚生部福祉課	事後	組織名の変更によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年9月28日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ③他のシステムとの接続 その他	中間サーバー、国保・年金・後期高齢者医療システム、介護保険システム、福祉情報システム、市営住宅総合管理システム、財務会計システム、人事・給与・庶務事務システム	中間サーバー、国保・年金・後期高齢者医療システム、介護保険システム、福祉情報システム、市営住宅総合管理システム、選挙システム、下水道事業受益者負担金システム、財務会計システム、文書管理システム、人事・給与・庶務事務システム、水道料金オンラインシステム、小児慢性等システム、教育事務システム、放課後児童クラブ利用料金収納管理システム、庁内LAN	事後	接続システムの対象の増加によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年9月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	右記を追加	なお、上記1及び2においては、ICカードでの認証を行い、3においてはICカード、パスワード及び生体認証(指紋)の三要素での認証を行っている。 ・データセンターから情報記録媒体の持ち出しを行う場合、事前に本市担当職員が押印した情報記録媒体等持出承認書をデータセンターに持参し、退館する際に警備員に提出することとしている。 ・データセンターから退館する際、警備員による手荷物検査を行い、情報記録媒体等持出承認書に記載のない情報記録媒体を保持していた場合、データセンターからの持ち出しはできない。	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年9月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	・保管期間経過後、特定個人情報が保存された記録媒体に対して一定回数以上の無作為な書き込みを行った上で、媒体そのものを物理的に破壊することで当該媒体に記録された特定個人情報情報を消去し、消去した情報、媒体、日付等を記録する。	・保管期間経過後、特定個人情報が保存された記録媒体そのものを廃棄する場合には、管理者の許可を得て、委託業者が特定個人情報情報が保存された記録媒体に対して一定回数以上の無作為な書き込みを行った上で、媒体そのものを物理的に破壊することで当該媒体に記録された特定個人情報情報を消去し、消去した情報、媒体、日付等を記録する。また、データ消去証明書の提出を求め、必要に応じて立入検査を実施している。	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託の有無	6件	5件	事後	委託事項の減少によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年9月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク3: 入手した特定個人情報が入力された個人情報番号の真正性確認の措置の内容	右記を追加	・提出された個人番号とシステムで保有している情報が相違する場合は、住民基本台帳ネットワークシステムを利用し、個人番号の真正性確認を実施している。	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年9月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・他業務システムから直接アクセスできない仕組みとしている。	・共通基盤を介して、他業務システムの情報連携を行っており、他業務システム等から直接アクセスできない。また、連携する情報もあらかじめ許可し、設定したもののみとしている。	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年9月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法	右記を追加	・ユーザIDの登録、変更、削除に関する記録を5年間保管することとしている。 ・アクセス権限を有する全職員について、権限設定に誤りがないか年1回確認を行う。年1回システムから操作者データを抽出し、名簿と突き合わせる。	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年9月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	システムのアクセスログ管理機能により、利用者、日時、利用端末、利用情報等の情報を記録している。	システムのアクセスログ管理機能により、利用者、日時、利用端末、利用情報等の情報を記録し、年1回以上分析している。	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年9月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4. 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	・外部機関又は介護保険認定支援システムとデータ連携を行う部署以外の業務端末について、電子記録媒体にデータを記録することができない設定としている。	・必要最小限の許可された業務端末以外では、電子記録媒体は使用できない設定としている。	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年9月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法	・特定個人情報ファイルのアクセスについて、委託先及び再委託先の従業員のアクセスログを記録している。	・特定個人情報ファイルのアクセスについて、委託先及び再委託先の従業員のアクセスログを記録し、年1回以上分析している。	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	右記を追加	・情報セキュリティ実施手順に基づき、再委託先においても、委託先と同様の情報セキュリティ対策を実施させている。	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年9月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1:不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法	・特定個人情報の提供・移転を行う場合は、実施日時、提供・移転の内容等を記録している。	・特定個人情報の提供・移転を行う場合は、実施日時、提供・移転の内容等を記録し、年1回以上分析している。	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年9月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1:目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年9月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5:不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容	・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。	・機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年9月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	右記を追加	なお、上記1及び2においては、ICカードでの認証を行い、3においてはICカード、パスワード及び生体認証(指紋)の三要素での認証を行っている。 ・データセンターから情報記録媒体の持ち出しを行う場合、事前に本市担当職員が押印した情報記録媒体等持出承認書をデータセンターに持参し、退館する際に警備員に提出することとしている。 ・データセンターから退館する際、警備員による手荷物検査を行い、情報記録媒体等持出承認書に記載のない情報記録媒体を保持していた場合、データセンターからの持ち出しはできない。 また、データ消去証明書の提出を求め、必要に応じて立入検査を実施している。	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年9月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3:特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	・特定個人情報が保存された記録媒体に対して一定回数以上の無作為な書き込みを行った上で、媒体そのものを物理的に破壊することで当該媒体に記録された特定個人情報を消去し、消去した情報、媒体、日付等を記録する。 ・届出書等の紙媒体は、広島市文書取扱規定に基づき、溶解処理を行っている。	・保管期限を経過したデータは、アクセス制御によりシステムでは使用できないようにしている。 ・特定個人情報が保存された記録媒体そのものを廃棄する場合には、管理者の許可を得て、委託業者が記録媒体に対して一定回数以上の無作為な書き込みを行った上で、媒体そのものを物理的に破壊することで当該媒体に記録された特定個人情報を消去し、消去した情報、媒体、日付等を記録する。また、データ消去証明書の提出を求め、必要に応じて立入検査を実施している。 ・届出書等の紙媒体の管理は広島市文書取扱規定に基づき管理徹底しており、保有年限を経過した文書は毎年一斉に廃棄している。廃棄に当たっては、必ず溶解処理を行っている。	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・USBメモリ等の電子記録媒体について、情報セキュリティ実施手順により、責任者、保管方法、利用や情報消去の手続き等の取扱いを定めている。 ・USBメモリ等の電子記録媒体について、未使用時は鍵付保管庫等で保管している。 ・USBメモリ等の電子記録媒体について、廃棄する場合、破砕処理、データ消去ソフトウェアによるデータ消去を行っている。	特定個人情報を含む情報資産を廃棄する場合は、情報を復元できないよう処置した上で廃棄している。また、機器リース終了等による返却の場合も同様とする。 ・紙文書は、溶解又はシュレッダー処分を行っている。 ・電子記録媒体は、破砕処理、データ消去ソフトウェアによるデータ消去を行っている。 ・サーバー・パソコン等情報機器については、記録装置に対して、委託業者が物理的破壊、データ消去ソフトウェアによるデータ消去を行っている。また、データ消去証明書の提出を求め、必要に応じて立入検査を実施している。	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年9月28日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検 具体的なチェック方法	運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、毎年1回、自己点検を実施することとしている。	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年9月28日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	「広島市情報セキュリティポリシー」に、「定期的に又は必要に応じて情報セキュリティ監査を行い、改善の必要があるものについては、速やかに改善措置を行うこと」を定め、定期的に外部監査を実施することとしている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。	「広島市情報セキュリティポリシー」に、「定期的に又は必要に応じて情報セキュリティ監査を行い、改善の必要があるものについては、速やかに改善措置を行うこと」を定め、4年に1回、外部監査を実施することとしている。 (監査内容) ・個人情報保護に関する規定、体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全措置など	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年9月28日	Ⅳ その他のリスク対策 2. 従業員に対する教育・啓発 具体的な方法	次に掲げる情報セキュリティ研修・公務員倫理研修を毎年実施し、具体的な情報セキュリティ事故の事例紹介等により、職員の情報セキュリティ意識・法令遵守意識の向上を図っている。 なお、情報セキュリティ研修については、非常勤職員、臨時職員も対象に実施している。 ・情報セキュリティ研修 - 新規採用職員研修、一般職員研修、新任課長級職員研修、新任課長補佐級職員研修 ・公務員倫理研修 - 全職員研修、所属長研修、所属長による所属内研修 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	次に掲げる情報セキュリティ研修・公務員倫理研修を毎年実施し、具体的な情報セキュリティ事故の事例紹介等により、職員の情報セキュリティ意識・法令遵守意識の向上を図っている。 なお、情報セキュリティ研修については、eラーニングを導入し、未受講者に対して催促メールを送信することで受講率の向上を図っている。また、公務員倫理研修(情報セキュリティに関する部分)については、庁内LANの全庁資料室に研修資料を掲載しているため、未受講者がいつでも研修資料を参照できる。 ・情報セキュリティ研修 - 新規採用職員研修、一般職員研修、新任課長級職員研修、新任課長補佐級職員研修 ・公務員倫理研修(情報セキュリティに関する部分) - 全職員研修、所属長研修、所属長による所属内研修 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年9月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	・中間サーバー・プラットフォームは中間サーバー用データセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。	・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年9月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	特定個人情報を含む届出書等の紙媒体が不正に使用されるリスクに対しては、執務室を関係者以外立入禁止としており、また特定個人情報を含む紙媒体は鍵付保管庫等で保管している。	その他、特定個人情報の使用にあたり以下の措置を講じる。 ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させない。 ・業務端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 また、特定個人情報を含む届出書等の紙媒体が不正に使用されるリスクに対しては、執務室を関係者以外立入禁止としており、また特定個人情報を含む紙媒体は鍵付保管庫等で保管している。	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	右記を追加	・事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年9月28日	(別紙1)番号利用法第19条第7号別表第2に定める特定個人情報のうち介護保険関係情報 項番106	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	番号利用法関係法令の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年9月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク 特定個人情報の消去ルール ルール内容及びルール遵守の確認方法	・契約書において、委託先は、個人情報が記録された資料等を契約の終了後又は解除後、直ちに本市に返還しなければならないこととされている。 ・ハードディスク等の記録装置に保存された特定個人情報については、記録装置に対する一定回数以上の上書き又は物理的な破壊等のデータ消去作業を行った上で廃棄することとしている。 ・契約書に基づき、履行状況を確認するため、委託先に対し、報告を求め、必要に応じて立入検査を実施する。 ・記録装置に保存された特定個人情報の消去については、本市に対し、作業完了報告を実施させることとしている。	・契約書において、個人情報の登録された資料の複製を禁止しており、委託先は、個人情報が記録された資料等を契約の終了後又は解除後、直ちに本市に返還しなければならないこととされている。 ・電子記録媒体を廃棄する場合においては、管理者の許可を得て、委託先が記録媒体に対して一定回数以上の上書き又は物理的な破壊等のデータ消去作業を行った上で廃棄することとしている。 ・本市は上記の履行状況を確認するため、データ消去証明書の提出を求め、必要に応じて立入検査を実施している。	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年9月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	対象者数の見直しに伴い変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年9月28日	Ⅵ 評価実施手続 4	特定個人情報保護委員会	個人情報保護委員会	事後	名称の変更によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年9月28日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能 4	団体内統合宛名番号が未登録の個人番号については、新規に団体内統合宛名番号を払出す。	団体内統合宛名番号が未登録の個人番号については、新規に団体内統合宛名番号を割り当てる。	事後	用語の見直しに伴い変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年9月28日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能 1	1 符号管理機能 情報提供ネットワークシステムを利用した情報照会及び情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。	1 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年9月28日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能 2	2 情報照会機能 他の行政機関等への特定個人情報の照会及び提供された特定個人情報の受領を行う機能。	2 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の情報照会及び情報提供受領を行う機能。	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年9月28日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能 3	3 情報提供機能 他の行政機関等からの特定個人情報の照会に対して、該当する特定個人情報を提供する機能。	3 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報の提供を行う機能。	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年9月28日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能 4	4 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、宛名システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報、符号取得のための連携を行う機能。	4 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報、符号取得のための情報等について連携するための機能。	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能 5	5 情報提供等記録管理機能 他の行政機関等からの特定個人情報の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。	5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年9月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能 6	6 情報提供データベース管理機能 情報提供の対象となる特定個人情報の副本を保持・管理する機能。	6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報を副本として、保持・管理する機能。	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年9月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能 7	7 データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間で情報照会、情報提供及び符号取得のための連携を行う機能。	7 データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年9月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能 8	8 セキュリティ管理機能 特定個人情報の暗号化及び復号化や電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理及び情報提供ネットワークシステムから受信した情報提供NWS配信マスター情報の管理を行う機能。	8 セキュリティ管理機能 特定個人情報の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び情報提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステムから受信した情報提供NWS配信マスター情報を管理する機能。	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年9月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能 10	10 システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管切れ情報の削除等を行う機能。	10 システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除、機関別設定情報の管理を行う機能。	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年9月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	右記を追加	11 自己情報提供機能 自己情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して自己情報に対する提供の求めを受領し、当該の特定個人情報及び自己情報提供用添付ファイルの提供を行う機能。 12 お知らせ機能 お知らせ機能は、お知らせ情報提供対象者へのお知らせ情報の送信依頼に対し、情報提供ネットワークシステムを介して、お知らせ情報の提供を行う。また、お知らせ情報提供対象者へ提供したお知らせ情報に対する状況確認依頼に対し、情報提供ネットワークシステムを介して回答結果の受領を行う機能。	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和3年9月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスク3：入手した特定個人情報が入力された個人情報番号の真正性確認の措置の内容	<共通基盤における措置> ・共通基盤を利用して別の事務で使用しているシステムから特定個人情報を入手する場合には、情報を保有している事務と情報を必要としている事務との間で合意された仕様に基づき、自動的に情報の入手が行われる仕組みとなっており、入手した情報が他人の個人情報と紐付けられたり、全く別の番号に書き換えられたりすることはない。	<共通基盤における措置> ・共通基盤を利用して別の事務で使用しているシステムから特定個人情報を入手する場合には、情報を保有している事務と情報を必要としている事務との間で合意された仕様に基づき、自動的に情報の入手が行われる仕組みとなっており、入手した情報が他人の個人情報と紐付けられたり、別の番号に書き換えられたりすることはない。	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和3年9月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<広島市における措置> ・特定個人情報は本市データセンター内に設置したサーバーのデータベース内に保管する。 ・データセンターでは、以下の3か所の入口において入退管理を行う。それぞれの入口を通過するためには、事前に入室申請がなされた個人ごとのICカードが必要となる。また、入室を許可されない者が入室を許可された者に追従して不正に侵入すること(共連れ)を防止するため、データセンター入口のセキュリティゲートでは有人監視を実施するほか、重要な区画の入口には監視カメラを設置している。 1. データセンター入口のセキュリティゲート 2. サーバー室入口の電子錠 3. サーバー室内サーバー設置場所入口の電子錠 なお、上記1及び2においては、ICカードでの認証を行い、3においてはICカード、パスワード及び生体認証(指紋)の三要素での認証を行っている。	<広島市における措置> ・特定個人情報は本市データセンター内に設置したサーバーのデータベース内に保管する。 ・データセンターでは、以下の3か所の入口において入退管理を行う。 1. データセンター入口のセキュリティゲート 2. サーバー室入口の電子錠 3. サーバー室内サーバー設置場所入口の電子錠 上記1及び2においては、ICカードでの認証を行い、3においてはICカード、パスワード及び生体認証(指紋)の三要素での認証を行っている。なお、ICカードは個人ごとに事前に入室申請しておく必要がある。 また、入室を許可されない者が入室を許可された者に追従して不正に侵入すること(共連れ)を防止するため、データセンター入口のセキュリティゲートでは有人監視を実施するほか、重要な区画の入口には監視カメラを設置している。	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	＜広島市における措置＞ ・特定個人情報は本市データセンター内に設置したサーバーのデータベース内に保管する。 ・データセンターでは、以下の3か所の入口において入退管理を行う。それぞれの入口を通過するためには、事前に入室申請がなされた個人ごとのICカードが必要となる。また、入室を許可されない者が入室を許可された者に追従して不正に侵入すること(共連れ)を防止するため、データセンター入口のセキュリティゲートは有人監視を実施するほか、重要な区画の入口には監視カメラを設置している。 1 データセンター入口のセキュリティゲート 2 サーバー室入口の電子錠 3 サーバー室内サーバー設置場所入口の電子錠 なお、上記1及び2においては、ICカードでの認証を行い、3においてはICカード、パスワード及び生体認証(指紋)の三要素での認証を行っている。	＜広島市における措置＞ ・特定個人情報は本市データセンター内に設置したサーバーのデータベース内に保管する。 ・データセンターでは、以下の3か所の入口において入退管理を行う。 1. データセンター入口のセキュリティゲート 2. サーバー室入口の電子錠 3. サーバー室内サーバー設置場所入口の電子錠 上記1及び2においては、ICカードでの認証を行い、3においてはICカード、パスワード及び生体認証(指紋)の三要素での認証を行っている。なお、ICカードは、事前に申請を受けて、入室を許可した者に対して個人ごとに貸与している。 また、入室を許可されない者が入室を許可された者に追従して不正に侵入すること(共連れ)を防止するため、データセンター入口のセキュリティゲートでは有人監視を実施するほか、重要な区画の入口には監視カメラを設置している。	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和3年9月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク3：入手した特定個人情報が入手の際の本人確認の措置の内容	＜共通基盤における措置＞ ・共通基盤を利用して別の事務で使用しているシステムから特定個人情報を入手する場合には、情報を保有している事務と情報を必要としている事務との間で合意された仕様に基づき、自動的に情報の入手が行われる仕組みとなっており、入手した情報が他人の個人番号と紐付けられたり、全く別の番号に書き換えられたりすることはない。	＜共通基盤における措置＞ ・共通基盤を利用して別の事務で使用しているシステムから特定個人情報を入手する場合には、情報を保有している事務と情報を必要としている事務との間で合意された仕様に基づき、自動的に情報の入手が行われる仕組みとなっており、入手した情報が他人の情報と紐付けられたり、別の情報に書き換えられたりすることはない。	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和3年9月28日	(別紙1)	番号利用法第19条第7号別表第2に定める特定個人情報のうち介護保険関係情報	番号利用法第19条第8号別表第2に定める特定個人情報のうち介護保険関係情報	事後	番号利用法関係法令の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和3年9月28日	Ⅰ 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第7号 番号利用法別表第2 93の項、94の項 番号利用法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、第47条 番号利用法第19条第8号 番号利用条例第3条 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第7号 番号利用法別表第2 1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、6の項、8の項、11の項、17の項、22の項、26の項、30の項、33の項、39の項、42の項、43の項、46の項、56の2の項、58の項、61の項、62の項、80の項、81の項、83の項、87の項、88の項、90の項、94の項、95の項、97の項、106の項、108の項、109の項、117の項、120の項 番号利用法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条第2号・第3号・第8号、第3条第3号・第4号・第9号、第5条第2号、第6条第1号・第5号、第7条第3号、第10条第3号、第12条の3第3号、第15条第3号、第19条第1号～第6号、第22条の2第1号・第3号・第7号、第24条の2第1号・第3号・第7号、第25条第3号、第25条の2第7号、第30条第9号、第31条の2第2号・第4号・第8号、第32条第1号～第3号、第33条第6号、第43条第3号、第43条の2第10号、第44条第1号～第6号、第47条第1号・第16号、第49条第2号、第55条第1号・第2号・第8号、第55条の2第1号～第4号、第59条の3第3号 ※番号利用法別表第2 1の項、4の項、30の項、46の項、83の項、88の項、90の項、95の項、106の項、117の項に係る主務省令は未制定。	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号 番号利用法別表第2 118の項、119の項 番号利用法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、第47条 番号利用法第19条第9号 広島市個人番号の利用に関する条例第3条 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号 番号利用法別表第2 1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、6の項、8の項、12の項、23の項、32の項、36の項、40の項、45の項、52の項、55の項、56の項、59の項、71の項、73の項、76の項、77の項、100の項、101の項、103の項、112の項、113の項、115の項、119の項、121の項、125の項、135の項、137の項、138の項、147の項、150の項 番号利用法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条第2号・第3号・第8号、第3条第3号・第4号・第9号、第5条第2号、第6条第1号・第5号、第7条第3号、第10条第3号、第12条の3第3号、第15条第3号、第19条第1号～第6号、第22条の2第1号・第3号・第7号、第24条の2第2号・第4号・第8号、第25条第3号、第25条の2第7号、第30条第1号～第3号、第31条の2第3号・第5号・第9号、第32条第1号～第3号、第33条第6号、第43条第3号、第43条の2第10号、第44条第1号～第6号、第44条の2、第47条第1号・第18号、第49条第2号、第55条第1号・第2号・第8号・第9号、第55条の2第1号～第4号、第59条の3第3号 ※番号利用法別表第2 1の項、4の項、40の項、59の項、103の項、113の項、121の項、135の項、147の項に係る主務省令は未制定。	事後	番号利用法関係法令の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和3年9月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	・関係先から入手する情報については、介護保険法第203条、番号利用法第9条第1項、第19条第7号、別表第1の68の項、別表第2の93の項、94の項、番号利用法第19条第8号及び番号利用条例第3条に基づいて入手しており、使用目的は明確である。	・関係先から入手する情報については、介護保険法第203条、番号利用法第9条第1項、第19条第8号、別表第1の99の項、別表第2の118の項、119の項、番号利用法第19条第9号及び番号利用条例第3条に基づいて入手しており、使用目的は明確である。	事後	番号利用法関係法令の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和3年9月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1	別紙1に掲げる情報照会者(番号利用法第19条第7号別表第2に定める情報照会者)	別紙1に掲げる情報照会者(番号利用法第19条第8号別表第2に定める情報照会者)	事後	番号利用法関係法令の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ①法令上の根拠	番号利用法第19条第7号	番号利用法第19条第8号	事後	番号利用法関係法令の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和3年9月28日	Ⅰ 基本情報 5. 個人番号の利用法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第9条第1項 番号利用法別表第1の68の項 番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第50条 番号利用法第9条第2項 広島市個人番号の利用に関する条例(以下「番号利用条例」という。)第3条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第9条第1項 番号利用法別表第1の99の項 番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第50条 番号利用法第9条第2項 広島市個人番号の利用に関する条例(以下「番号利用条例」という。)第3条	事後	番号利用法関係法令の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和3年9月28日	(別紙1)	項番11、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、88、90、94、95、97、106、108、109、117、120	項番12、23、32、36、40、45、52、55、56、59、71、73、76、77、100、101、103、112、113、115、118、119、121、125、135、137、138、147、150	事後	番号利用法関係法令の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和4年10月31日	Ⅱ ファイルの概要 6 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和4年10月31日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 6 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2 リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和4年10月31日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 6 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3 リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和4年10月31日	Ⅰ 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号 番号利用法別表第2 118の項、119の項 番号利用法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、第47条 番号利用法第19条第9号 広島市個人番号の利用に関する条例第3条 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号 番号利用法別表第2 1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、6の項、8の項、12の項、23の項、32の項、36の項、40の項、45の項、52の項、55の項、56の項、59の項、71の項、73の項、76の項、77の項、100の項、101の項、103の項、112の項、113の項、115の項、119の項、121の項、125の項、135の項、137の項、138の項、147の項、150の項 番号利用法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条第2号・第3号・第8号、第3条第3号・第4号・第9号、第5条第2号、第6条第1号・第5号、第7条第3号、第10条第3号、第12条の3第3号、第15条第3号、第19条第1号～第6号、第22条の2第1号・第3号・第7号、第24条の2第2号・第4号・第8号、第25条第3号、第25条の2第7号、第30条第1号～第3号、第31条の2第3号・第5号・第9号、第32条第1号～第3号、第33条第6号、第43条第3号、第43条の2第10号、第44条第1号～第6号、第44条の2、第47条第1号・第18号、第49条第2号、第55条第1号・第2号・第8号・第9号、第55条の2第1号～第4号、第59条の3第3号 ※番号利用法別表第2 1の項、4の項、40の項、59の項、103の項、113の項、121の項、135の項、147の項に係る主務省令は未制定。	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号 番号利用法別表第2 93の項、94の項 番号利用法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、第47条 番号利用法第19条第9号 広島市個人番号の利用に関する条例第3条 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号 番号利用法別表第2 1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、6の項、8の項、11の項、17の項、22の項、26の項、30の項、33の項、39の項、42の項、43の項、46の項、56の2の項、58の項、61の項、62の項、80の項、81の項、83の項、87の項、88の項、90の項、94の項、95の項、97の項、106の項、108の項、109の項、117の項、120の項 番号利用法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条第3号・第4号・第10号、第3条第4号・第5号・第11号、第5条第2号、第6条第2号・第6号、第7条第3号、第10条第3号、第12条の3第1号、第15条第3号、第19条第1号～第6号、第22条の2第1号・第3号・第7号、第24条の2第3号・第5号・第9号、第25条第3号、第25条の2第7号、第30条第1号・第3号、第31条の2の2第4号・第6号・第10号、第32条第1号～第3号、第33条第6号、第43条第3号、第43条の2第11号、第44条第1号～第6号、第44条の4第1号、第47条第1号・第40号、第49条第2号、第55条第1号・第2号・第8号・第9号、第55条の2第1号～第4号、第59条の3第3号 ※番号利用法別表第2 1の項、4の項、30の項、46の項、83の項、88の項、95の項、106の項、117の項に係る主務省令は未制定。	事後	番号利用法関係法令の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ③ 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	・関係先から入手する情報については、介護保険法第203条、番号利用法第9条第1項、第19条第8号、別表第1の99の項、別表第2の118の項、119の項、番号利用法第19条第9号及び番号利用条例第3条に基づいて入手しており、使用目的は明確である。	・関係先から入手する情報については、介護保険法第203条、番号利用法第9条第1項、第19条第8号、別表第1の68の項、別表第2の93の項、94の項、番号利用法第19条第9号及び番号利用条例第3条に基づいて入手しており、使用目的は明確である。	事後	番号利用法関係法令の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和4年10月31日	I 基本情報 5. 個人番号の利用法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）第9条第1項 番号利用法別表第1の99の項 番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第50条 番号利用法第9条第2項 広島市個人番号の利用に関する条例（以下「番号利用条例」という。）第3条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）第9条第1項 番号利用法別表第1の68の項 番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第50条 番号利用法第9条第2項 広島市個人番号の利用に関する条例（以下「番号利用条例」という。）第3条	事後	番号利用法関係法令の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和4年10月31日	(別紙1)	項番12、23、32、36、40、45、52、55、56、59、71、73、76、77、100、101、103、112、113、115、118、119、121、125、135、137、138、147、150	項番11、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、88、90、94、95、97、106、108、109、117、120	事後	番号利用法関係法令の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和4年10月31日	(別紙1)	項番71 市長村長 災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの 介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	項番56の2 市長村長 災害対策基本法による避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの 介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	番号利用法関係法令の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和5年3月15日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	(右記を追加)	7 ぴったりサービス対応機能 サービス検索・電子申請機能と共通基盤間のデータ連携を行い、サービス検索・電子申請機能への申請データ取得要求及び返信のあった申請データの取得並びに申請データ処理状況の登録を行う。取得した申請データは、「2. システム間連携制御機能」により住記システムからマイナンバーカードに搭載されている利用者証明用電子証明書のシリアル番号と住記宛名番号が紐づいた情報を取得し、申請データに含まれるシリアル番号を住記宛名番号へ変換し、住記宛名番号及び団体内統合宛名番号を申請データに紐づけてデータベースに保管する。	事前	重要な変更
令和5年3月15日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ③他のシステムとの接続	[○]その他(中間サーバー、国保・年金・後期高齢者医療システム、介護保険システム、福祉情報システム、市営住宅総合管理システム、選挙システム、下水道事業受益者負担金システム、財務会計システム、文書管理システム、人事・給与・庶務事務システム、水道料金オンラインシステム、小児慢性等システム、教育事務システム、放課後児童クラブ利用料金収納管理システム、庁内LAN)	[○]その他(中間サーバー、国保・年金・後期高齢者医療システム、介護保険システム、福祉情報システム、市営住宅総合管理システム、選挙システム、下水道事業受益者負担金システム、財務会計システム、文書管理システム、人事・給与・庶務事務システム、水道料金オンラインシステム、小児慢性等システム、教育事務システム、放課後児童クラブ利用料金収納管理システム、庁内LAN、サービス検索・電子申請機能)	事前	重要な変更
令和5年3月15日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	(右記を追加)	6 その他 届出は窓口や郵送での書類の受入、サービス検索・電子申請機能での受領等により行う。	事前	重要な変更
令和5年3月15日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ①システムの名称	(右記を追加)	サービス検索・電子申請機能	事前	重要な変更
令和5年3月15日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ②システムの機能	(右記を追加)	・【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 ・【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能	事前	重要な変更
令和5年3月15日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ③他のシステムとの接続	(右記を追加)	[○]庁内連携システム [○]宛名システム等	事前	重要な変更
令和5年3月15日	(別添1)事務内容	(右記を追加)	6 その他 ② 届出は窓口や郵送での書類の受入、サービス検索・電子申請機能での受領等により行う。 (図へも追加)	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月15日	Ⅱ ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[○]その他(端末の直接操作)	[○]その他(端末の直接操作、サービス検索・電子申請機能)	事前	重要な変更
令和5年3月15日	(別添2)ファイル記録項目	(右記を追加)	【6 申請管理テーブル】 1.受付番号、2.氏名、3.生年月日、4.性別、5.住所、6.電話番号、7.メールアドレス、8.続名称、9.続コード、10.申請日時、11.ステータスコード、12.ステータス名称、13.業務宛番号、14.団体内統合宛番号、15.利用者証明書シリアル番号	事前	重要な変更
令和5年3月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1:目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	(右記を追加)	<サービス検索・電子申請機能における措置> ・マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。	事前	重要な変更
令和5年3月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1:目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	(右記を追加)	<サービス検索・電子申請機能における措置> ・住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事前	重要な変更
令和5年3月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク2:不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(右記を追加)	<サービス検索・電子申請機能における措置> ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手続を探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていた、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。	事前	重要な変更
令和5年3月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3:入手した特定個人情報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	(右記を追加)	<サービス検索・電子申請機能における措置> ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。	事前	重要な変更
令和5年3月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3:入手した特定個人情報が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	(右記を追加)	<サービス検索・電子申請機能における措置> ・個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。	事前	重要な変更
令和5年3月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4:入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	(右記を追加)	<サービス検索・電子申請機能における措置> ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月15日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	10 システム管理機能 パッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除、機関別設定情報の管理を行う機能。 11 自己情報提供機能 自己情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して自己情報に対する提供の求めを受領し、当該の特定個人情報及び自己情報提供用添付ファイルの提供を行う機能。 12 お知らせ機能 お知らせ機能は、お知らせ情報提供対象者へのお知らせ情報の送信依頼に対し、情報提供ネットワークシステムを介して、お知らせ情報の提供を行う。また、お知らせ情報提供対象者へ提供したお知らせ情報に対する状況確認依頼に対し、情報提供ネットワークシステムを介して回答結果の受領を行う機能。	10 システム管理機能 パッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除、機関別設定情報の管理を行う機能。 11 自己情報提供機能 自己情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して自己情報に対する提供の求めを受領し、当該の特定個人情報及び自己情報提供用添付ファイルの提供を行う機能。 12 お知らせ機能 お知らせ機能は、お知らせ情報提供対象者へのお知らせ情報の送信依頼に対し、情報提供ネットワークシステムを介して、お知らせ情報の提供を行う。また、お知らせ情報提供対象者へ提供したお知らせ情報に対する状況確認依頼に対し、情報提供ネットワークシステムを介して回答結果の受領を行う機能。	事後	記載の体裁を整えることによるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和5年3月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先13 ④移転する情報の対象となる本人の数	1万人以上10万人未満	10万人以上100万人未満	事後	対象者数の見直しに伴い変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	[○]庁内連携システム [○]宛名システム等 [○]その他(介護保険認定支援システム(媒体連携))	[○]庁内連携システム [○]宛名システム等 []その他()	事前	重要な変更
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ③他のシステムとの接続	[]庁内連携システム [○]その他(介護保険システム(媒体連携))	[○]庁内連携システム []その他()	事前	重要な変更
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ①システムの名称	共通基盤(庁内連携システム及び宛名システムに相当)	共通基盤(庁内連携システム、宛名システム及び申請管理システムに相当)	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	1 ポータル機能 ICカードによる利用者認証、権限管理及び業務システムの起動を行う機能。 3 運用管理機能 システム監視、稼動記録(ログ)管理、ウイルス対策及びデータのバックアップを行う機能。 6 びったりサービス対応機能 サービス検索・電子申請機能と共通基盤間のデータ連携を行い、サービス検索・電子申請機能への申請データ取得要求及び返信のあった申請データの取得並びに申請データ処理状況の登録を行う。取得した申請データは、「2. システム間連携制御機能」により住記システムからマイナンバーカードに搭載されている利用者証明用電子証明書のシリアル番号と住記宛名番号が紐づいた情報を取得し、申請データに含まれるシリアル番号を住記宛名番号へ変換し、住記宛名番号及び団体内統合宛名番号を申請データに紐づけてデータベースに保管する機能。	1 認証・ポータル機能 ICカードによる利用者認証、権限管理及び業務システムの起動を行う機能。 3 運用管理機能 自動実行(ジョブ)、システム監視、稼動記録(ログ)管理、セキュリティ管理(OS・Office製品へのセキュリティパッチの配付等)、ウイルス対策、時刻同期及びデータのバックアップを行う機能。 6 びったりサービス対応機能 サービス検索・電子申請機能と共通基盤間のデータ連携を行い、サービス検索・電子申請機能への申請データ取得要求及び返信のあった申請データの取得並びに申請データ処理状況の登録を行う。取得した申請データは、「2. システム間連携制御機能」により住記システムからマイナンバーカードに搭載されている利用者証明用電子証明書のシリアル番号と住記宛名番号が紐づいた情報を取得し、申請データに含まれるシリアル番号を住記宛名番号へ変換し、住記宛名番号及び団体内統合宛名番号を申請データに紐づけてデータベースに保管する機能。	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第9条第1項 番号利用法別表第1の68の項 番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第50条 番号利用法第9条第2項 広島市個人番号の利用に関する条例(以下「番号利用条例」という。)第3条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第9条第1項 番号利用法別表 100の項 番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令第50条 番号利用法第9条第2項 広島市個人番号の利用に関する条例(以下「番号利用条例」という。)第3条	事後	番号利用法関係法令の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号 番号利用法別表第2 93の項、94の項 番号利用法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、第47条 番号利用法第19条第9号 広島市個人番号の利用に関する条例第3条 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号 番号利用法別表第2 1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、6の項、8の項、11の項、17の項、22の項、26の項、30の項、33の項、39の項、42の項、43の項、46の項、56の2の項、58の項、61の項、62の項、80の項、81の項、83の項、87の項、88の項、90の項、94の項、95の項、97の項、106の項、108の項、109の項、117の項、120の項 番号利用法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条第3号・第4号・第10号、第3条第4号・第5号・第11号、第5条第2号、第6条第2号・第6号、第7条第3号、第10条第3号、第12条の3第1号、第15条第3号、第19条第1号～第6号、第22条の2第1号・第3号・第7号、第24条の2第3号・第5号・第9号、第25条第3号、第25条の2第7号、第30条第1号・第3号、第31条の2の2第4号・第6号・第10号、第32条第1号～第3号、第33条第6号、第43条第3号、第43条の2第11号、第44条第1号～第6号、第44条の4第1号、第47条第1号・第40号、第49条第2号、第55条第1号・第2号・第8号・第9号、第55条の2第1号～第4号、第59条の3第3号 ※番号利用法別表第2 1の項、4の項、30の項、46の項、83の項、88の項、95の項、106の項、117の項に係る主務省令は未制定。	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 131の項、132の項 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第133条、第134条 番号利用法第19条第9号 広島市個人番号の利用に関する条例第3条 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 2の項、3の項、6の項、7の項、11の項、15の項、17の項、38の項、42の項、56の項、65の項、69の項、70の項、80の項、83の項、86の項、87の項、108の項、115の項、116の項、125の項、128の項、132の項、137の項、144の項、145の項、158の項、161の項 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第4条第4号・第5号・第13号・第15号、第5条第5号・第6号・第14号・第15号、第8条第2号、第9条第3号・第8号・第10号、第13条第3号、第17条第3号、第29条第1号、第40条第3号、第44条第1号～第6号、第58条第1号・第3号・第7号・第8号、第67条第3号・第5号・第9号・第13号、第71条第3号、第72条第7号、第82条第1号～第3号、第85第4号・第6号・第10号・第14号、第88条第1号～第3号、第89条第5号、第110条第2号・第3号・第4号、第117条第3号、第118条第2号、第127条第1号～第6号、第130条第1号、第134条第1号・第40号、第139条第2号、第146条第1号・第2号・第8号・第9号、第147条第1号～第4号、第160条第3号、第163条第1号～第6号	事後	番号利用法関係法令の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
	(別添1)事務内容	共通基盤システム (庁内連携システム) (宛名システム等)	共通基盤システム (庁内連携システム) (宛名システム) (申請管理システム)	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目 連絡先等情報	4情報(氏名、性別、生年月日、住所)	5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所)	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目 業務関係情報	[]その他()	[○]その他(口座登録・連携ファイル関係情報)	事前	重要な変更
	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	(右記を追加)	・口座登録・連携ファイル関係情報:保険料の還付及びサービス費支給時の振込先口座の確認を行うため。	事前	重要な変更
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	評価実施機関内の他部署 (企画総務局総務課、財政局税務部市民税課、健康福祉局地域福祉課・保険年金課)	評価実施機関内の他部署 (企画総務局総務課、財政局税務部市民税課、健康福祉局保護自立支援課・保険年金課)	事後	本市組織の変更によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	[○]行政機関・独立行政法人等(地方公共団体情報システム機構)	[○]行政機関・独立行政法人等(地方公共団体情報システム機構、デジタル庁)	事前	重要な変更
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[○]その他(端末の直接操作、サービス検索・電子申請機能)	[○]その他(端末の直接操作、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム)	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	・本人から入手する情報については、届出書、申請書等の書面で入手しており、使用目的は明確である。 ・関係先から入手する情報については、介護保険法第203条、番号利用法第9条第1項、第19条第8号、別表第1の68の項、別表第2の93の項、94の項、番号利用法第19条第9号及び番号利用条例第3条に基づいて入手しており、使用目的は明確である。	・本人から入手する情報については、届出書、申請書等の書面で入手しており、使用目的は明確である。 ・関係先から入手する情報については、介護保険法第203条、番号利用法第9条第1項、第19条第8号、別表100の項、番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 131の項、132の項、番号利用法第19条第9号及び番号利用条例第3条に基づいて入手しており、使用目的は明確である。	事後	番号利用法関係法令の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	(右記を追加)	6 申請の管理 サービス検索・電子申請機能を通じて申請された電子申請データの受理、審査等を行う。	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合	(右記を追加)	<共通基盤における措置> 申請者を確認するため、申請データのシリアル番号、住民記録システムの宛名番号、団体内統合宛名番号の突合を行う。	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[○]専用線 [○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	[○]専用線 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1	別紙1に掲げる情報照会者(番号利用法第19条第8号別表第2に定める情報照会者)	別紙1に掲げる情報照会者(番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める情報照会者)	事後	番号利用法関係法令の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1	健康福祉局地域福祉課、各区厚生部生活課	健康福祉局保護自立支援課、各区厚生部生活課	事後	本市組織の変更によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2	健康福祉局地域福祉課、中区厚生部生活課	健康福祉局保護自立支援課、中区厚生部生活課	事後	本市組織の変更によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3	健康福祉局高齢福祉課、各区厚生部生活課、各区厚生部福祉課	健康福祉局高齢福祉課、各区厚生部地域支えあい課、各区厚生部福祉課	事後	本市組織の変更によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先16	企画総務局総務課、各区市民部市民課及び出張所	企画総務局区政課、各区市民部市民課及び出張所	事後	本市組織の変更によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	＜広島市における措置＞ ・特定個人情報は本市データセンター内に設置したサーバーのデータベース内に保管する。 (中略) ・特定個人情報を含むサーバー内のデータのバックアップテープはデータセンター内の耐火金庫に保管されるほか、大規模災害時の復旧に備えてデータセンターから300km以上離れた場所に分散保管される。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	＜広島市における措置＞ ・特定個人情報は本市データセンター内に設置したサーバーのデータベース内に保管する。 (中略) ・特定個人情報を含むサーバー内のデータのバックアップテープはデータセンター内の耐火金庫に保管されるほか、大規模災害時の復旧に備えてデータセンターから300km以上離れた場所に分散保管される。 ・電子記憶媒体は、鍵のかかる保管庫等へ保管し、その利用を管理している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ・特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間期間	10年以上20年未満	定められていない	事前	重要な変更
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間 その妥当性	介護保険法施行令第33条(保険料徴収権消滅期間の算定方法)より、介護保険料徴収の算定対象期間が最大10年前の属する年度とされているため。	介護保険法ほか法令では、データの保管期間の定めはない。実務上、過去の情報を確認することがあるため、データの削除は行っていない。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
	(別添2)ファイル記録項目 【1 被保険者テーブル】	(右記の項目を追加)	59.被保険者基礎年金番号、60.被保険者年金コード、61.被保険者年金情報作成年月日	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
	(別添2)ファイル記録項目 【4 口座テーブル】	(右記の項目を追加)	【4 口座テーブル】 1.介護保険者番号、2.口座使用者区分コード、3.口座使用者番号、4.口座区分コード、5.口座履歴通番、6.口座個別識別番号、7.金融機関種別コード、8.金融機関コード、9.金融機関支店コード、10.預金種目区分コード、11.口座番号、12.口座名義名(カナ)、13.口座名義名(漢字)、14.口座有効期間開始年月日、15.口座有効期間終了年月日、16.口座届出年月日、17.口座名義名連絡先電話番号、18.サービス事業者都道府県コード、19.委託者コード、20.公金口座区分、21.予備領域、22.更新通番、23.更新操作者コード、24.更新年月日、25.更新時刻、26.作成操作者コード、27.作成年月日、28.作成時刻	事前	重要な変更
	(別添2)ファイル記録項目 【5 滞納情報テーブル】	(右記の項目を追加又は修正)	18.期別コード、110.徴収猶予ID、201.申請者グループコード、232.本税充当額、233.延滞金充当額、331.自宅電話番号、332.携帯電話番号、355.約束担当者所属課名、368.電話番号情報、369.加算金情報、370.土地情報、371.家屋情報、372.充当額残額情報、373.未充当額情報、374.不納欠損額情報、375.連絡先情報、376.勤務先情報、377.送付先情報、378.本籍情報、379.外国籍情報、380.本税収納額、381.延滞金収納額、382.収納額合計、383.執行停止延滞金額、384.収入年月日、385.確定延滞金、386.算出延滞金、387.一時取扱金情報、388.関係者情報、389.時効管理情報、390.預かり文書情報、391.公売情報、392.同一人情報	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
	(別添2)ファイル記録項目 【6 統合宛名管理テーブル】	(右記の項目を追加又は修正)	8.カナ氏名	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
	(別添2)ファイル記録項目 【7 申請管理テーブル】	(右記の項目を追加又は修正)	16.カナ氏名、17.FAX番号	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク4: 入手の際に特定個人情報が増えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	<共通基盤における措置> ・共通基盤を利用して別の事務で使用しているシステムから特定個人情報を入手する場合には、本市外部のネットワークからアクセスができない専用回線を用い、通信の暗号化を行った上で、あらかじめ認められた通信以外の通信を許可しない仕組みとすることで、特定個人情報の漏えいを防止している。	<共通基盤における措置> ・LGWANと本市のネットワークの間に DMZ を設け、共通基盤から外部への直接通信を遮断することにより、安全を確保している。また、FWや連携サーバで外部接続先との通信を制限している。 ・共通基盤を利用して別の事務で使用しているシステムから特定個人情報を入手する場合には、本市外部のネットワークからアクセスができない専用回線を用い、通信の暗号化を行った上で、あらかじめ認められた通信以外の通信を許可しない仕組みとすることで、特定個人情報の漏えいを防止している。	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 3. 特定個人情報の使用 リスク3: 従事者が事務外で使 用するリスク リスクに対する措置の内容	<共通基盤における措置> ・共通基盤の利用に係る操作記録(ログ)を取得・保存しており、事務外で使用した場合には、その職員を特定可能であることを職員に周知し、事務外での使用の抑止を図っている。	<共通基盤における措置> ・共通基盤の利用に係る操作記録(ログ)を取得・保存しており、事務外で使用した場合には、その職員を特定可能であることを職員に周知し、事務外での使用の抑止を図っている。 ・機能ごとにアクセスできる端末の制限を行っている。	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託や情報提供ネット ワークシステムを通じた提供 を除く。) リスク1: 不正な提供・移転が 行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に 関するルール ルール内容及びルール順守 の確認方法	<共通基盤における措置> ・ルールの内容 ・共通基盤を利用して別の事務で使用しているシステムに特定個人情報を提供・移転する場合には、情報を保有している事務と情報を必要としている事務との間で事前に協議を行った上で、共通基盤担当に申請書を提出する手順となっている。申請書が提出されない場合、共通基盤を利用した提供・移転はできない。 ・磁気ディスク、USBメモリ等の電子記録媒体の利用は原則禁止とし、業務システム端末で利用できないよう、共通基盤の運用管理機能で制御されている。電子記録媒体の利用は、あらかじめ、利用目的、利用頻度、利用端末等を明らかにした上で、業務主管課長から共通基盤管理責任者である情報システム課長に使用制限の解除を申請し、情報システム課長から共通基盤のシステムエンジニアに制限解除を指示する。共通基盤のシステムエンジニアが制限解除を行った後、業務主管課において、動作確認を行うという手順としている。電子記録媒体利用終了時の利用制限再設定についても、同様の手順としている。また、利用できる電子記録媒体は記録された情報を暗号化する機能を有するものに限定している。	<共通基盤における措置> ・ルールの内容 ・共通基盤を利用して別の事務で使用しているシステムに特定個人情報を提供・移転する場合には、情報を保有している事務と情報を必要としている事務との間で事前に協議を行った上で、共通基盤担当に申請書を提出する手順となっている。申請書が提出されない場合、共通基盤を利用した提供・移転はできない。 ・磁気ディスク、USBメモリ等の電子記録媒体の利用は原則禁止とし、業務システム端末で利用できないよう、共通基盤の運用管理機能で制御されている。電子記録媒体の利用は、あらかじめ、利用目的、利用頻度、利用端末等を明らかにした上で、共通基盤担当へ申請する手順としている。また、利用できる電子記録媒体は記録された情報を暗号化する機能を有するものに限定している。	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 6. 情報提供ネットワークシ ステムとの接続 リスク2: 安全が保たれない方 法によって入手が行われるリ スク リスクに対する措置の内容	<共通基盤における措置> ・共通基盤を利用して、中間サーバーを経由し、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う場合には、本市外部のネットワークからアクセスができない専用回線を用い、通信の暗号化を行っており、特定個人情報の漏えいを防止している。 ・磁気ディスク、USBメモリ等の電子記録媒体の利用は原則禁止とし、業務システム端末で利用できないよう、共通基盤で制御されている。電子記録媒体の利用は、あらかじめ、利用目的、利用頻度、利用端末等を明らかにした上で、業務主管課長から共通基盤管理責任者である情報システム課長に使用制限の解除を申請し、情報システム課長から共通基盤のシステムエンジニアに制限解除を指示する。共通基盤のシステムエンジニアが制限解除を行った後、業務主管課において、動作確認を行うという手順としている。電子記録媒体利用終了時の利用制限再設定についても、同様の手順としている。また、利用できる電子記録媒体は記録された情報を暗号化する機能を有するものに限定している。	<共通基盤における措置> ・共通基盤を利用して、中間サーバーを経由し、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う場合には、本市外部のネットワークからアクセスができない専用回線を用い、通信の暗号化を行っており、特定個人情報の漏えいを防止している。 ・磁気ディスク、USBメモリ等の電子記録媒体の利用は原則禁止とし、業務システム端末で利用できないよう、共通基盤で制御されている。電子記録媒体の利用は、あらかじめ、利用目的、利用頻度、利用端末等を明らかにした上で、共通基盤管理者へ申請する手順としている。また、利用できる電子記録媒体は記録された情報を暗号化する機能を有するものに限定している。	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスクに対する措置の内容	<共通基盤における措置> ・共通基盤を利用して、中間サーバーを経由し、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う場合には、本市外部のネットワークからアクセスができない専用回線を用い、通信の暗号化を行っており、特定個人情報の漏えいを防止している。 ・磁気ディスク、USBメモリ等の電子記録媒体の利用は原則禁止とし、業務システム端末で利用できないよう、共通基盤で制御されている電子記録媒体の利用は、あらかじめ、利用目的、利用頻度、利用端末等を明らかにした上で、業務主管課長から共通基盤管理責任者である情報システム課長に使用制限の解除を申請し情報システム課長から共通基盤のシステムエンジニアに制限解除を指示する。共通基盤のシステムエンジニアが制限解除を行った後、業務主管課において、動作確認を行うという手順としている。電子記録媒体利用終了時の利用制限再設定についても、同様の手順としている。また、利用できる電子記録媒体は記録された情報を暗号化する機能を有するものに限定している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	<共通基盤における措置> ・共通基盤を利用して、中間サーバーを経由し、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う場合には、本市外部のネットワークからアクセスができない専用回線を用い、通信の暗号化を行っており、特定個人情報の漏えいを防止している。 ・磁気ディスク、USBメモリ等の電子記録媒体の利用は原則禁止とし、業務システム端末で利用できないよう、共通基盤で制御されている電子記録媒体の利用は、あらかじめ、利用目的、利用頻度、利用端末等を明らかにした上で、共通基盤管理者へ申請する手順としている。また、利用できる電子記録媒体は記録された情報を暗号化する機能を有するものに限定している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5: 不正な提供が行われるリスクに対する措置の内容	<共通基盤における措置> ・共通基盤を利用し、中間サーバーに特定個人情報の副本を登録する場合には、中間サーバーとの連携仕様に基づき、自動的に特定個人情報の副本の登録が行われる仕組みとなっており、不正に特定個人情報を登録することはできない。 ・磁気ディスク、USBメモリ等の電子記録媒体の利用は原則禁止とし、業務システム端末で利用できないよう、共通基盤で制御されている。電子記録媒体の利用は、あらかじめ、利用目的、利用頻度、利用端末等を明らかにした上で、業務主管課長から共通基盤管理責任者である情報システム課長に使用制限の解除を申請し情報システム課長から共通基盤のシステムエンジニアに制限解除を指示する。共通基盤のシステムエンジニアが制限解除を行った後、業務主管課において、動作確認を行うという手順としている。電子記録媒体利用終了時の利用制限再設定についても、同様の共通基盤担当へ申請する手順としている。また、利用できる電子記録媒体は記録された情報を暗号化する機能を有するものに限定している。	<共通基盤における措置> ・共通基盤を利用し、中間サーバーに特定個人情報の副本を登録する場合には、中間サーバーとの連携仕様に基づき、自動的に特定個人情報の副本の登録が行われる仕組みとなっており、不正に特定個人情報を登録することはできない。 ・磁気ディスク、USBメモリ等の電子記録媒体の利用は原則禁止とし、業務システム端末で利用できないよう、共通基盤で制御されている。電子記録媒体の利用は、あらかじめ、利用目的、利用頻度、利用端末等を明らかにした上で共通基盤担当へ申請する手順としている。また、利用できる電子記録媒体は記録された情報を暗号化する機能を有するものに限定している。	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク リスクに対する措置の内容	<共通基盤における措置> ・共通基盤を利用し、中間サーバーに特定個人情報の副本を登録する場合には、中間サーバーとの連携仕様にに基づき、自動的に特定個人情報の副本の登録が行われる仕組みとなっており、不適切な方法で特定個人情報を登録することはできない。 ・磁気ディスク、USBメモリ等の電子記録媒体の利用は原則禁止とし、業務システム端末で利用できないよう、共通基盤の運用管理機能で制御されている。電子記録媒体の利用は、あらかじめ、利用目的、利用頻度、利用端末等を明らかにした上で、業務主管課長から共通基盤管理責任者である情報システム課長に使用制限の解除を申請し、情報システム課長から共通基盤のシステムエンジニアに制限解除を指示する。共通基盤のシステムエンジニアが制限解除を行った後、業務主管課において、動作確認を行うという手順としている。電子記録媒体利用終了時の利用制限再設定についても、同様の手順としている。また、利用できる電子記録媒体は記録された情報を暗号化する機能を有するものに限定している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	<共通基盤における措置> ・共通基盤を利用し、中間サーバーに特定個人情報の副本を登録する場合には、中間サーバーとの連携仕様にに基づき、自動的に特定個人情報の副本の登録が行われる仕組みとなっており、不適切な方法で特定個人情報を登録することはできない。 ・磁気ディスク、USBメモリ等の電子記録媒体の利用は原則禁止とし、業務システム端末で利用できないよう、共通基盤の運用管理機能で制御されている。電子記録媒体の利用は、あらかじめ、利用目的、利用頻度、利用端末等を明らかにした上で、共通基盤担当へ申請する手順としている。また、利用できる電子記録媒体は記録された情報を暗号化する機能を有するものに限定している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを中間サーバー用データセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 1.ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 2.日本国内でデータを保管している。	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	<広島市における措置> 2 ウイルス対策 ・ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルを常に最新になるよう、日次レベルで更新し、各業務システム及び端末に配信している。 ・磁気ディスク、USBメモリ等の電子記録媒体の利用は原則禁止とし、業務システム端末で利用できないよう、共通基盤で制御されている。電子記録媒体の利用は、あらかじめ、利用目的、利用頻度、利用端末等を明らかにした上で、業務主管課長から共通基盤管理責任者である情報システム課長に使用制限の解除を申請し、情報システム課長から共通基盤のシステムエンジニアに制限解除を指示する。共通基盤のシステムエンジニアが制限解除を行った後、業務主管課において、動作確認を行うという手順としている。電子記録媒体利用終了時の利用制限再設定についても、同様の手順としている。また、利用できる電子記録媒体は記録された情報を暗号化する機能を有するものに限定している。 ・共通基盤により、業務システム端末の運用状況を監視しており、許可されていない電子記録媒体が接続された場合には、監視画面に警告が表示されるとともに、当該端末、ユーザ等を記録した操作記録(ログ)が取得・保存される。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	<広島市における措置> 2 ウイルス対策 ・ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルを常に最新になるよう、日次レベルで更新し、各業務システム及び端末に配信している。 ・磁気ディスク、USBメモリ等の電子記録媒体の利用は原則禁止とし、業務システム端末で利用できないよう、共通基盤で制御されている。電子記録媒体の利用は、あらかじめ、利用目的、利用頻度、利用端末等を明らかにした上で、共通基盤担当へ申請する手順としている。また、利用できる電子記録媒体は記録された情報を暗号化する機能を有するものに限定している。 ・共通基盤により、業務システム端末の運用状況を監視しており、許可されていない電子記録媒体が接続された場合には、監視画面に警告が表示されるとともに、当該端末、ユーザ等を記録した操作記録(ログ)が取得・保存される。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ・中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク リスクに対する措置の内容	保有する個人情報については、異動が確認できた場合、随時、最新情報に更新している。	・保有する個人情報については、異動が確認できた場合、随時、最新情報に更新している。 ・端末は、基本的には、個人番号付電子申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、毎年1回、監査を行うこととしている。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、毎年1回、監査を行うこととしている。 ・政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
	Ⅳ その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	事後	詳細な記載内容に変更するもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法 特記事項	広島市ホームページに請求方法や手数料等について掲載している。 http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1118363629312/index.html	広島市ホームページに請求方法や手数料等について掲載している。 https://www.city.hiroshima.lg.jp/shisei/johokokai/1021854/1003439.html	事後	掲載ホームページのリンク先修正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
	(別紙1)	番号利用法第19条第8号別表第2に定める特定個人情報のうち介護保険関係情報	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める特定個人情報のうち介護保険関係情報	事後	番号利用法関係法令の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
	(別紙1)	項番1 情報照会者: 厚生労働大臣 事務: 健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報: 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの	削除	事後	番号利用法関係法令の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
	(別紙1)	項番2 情報照会者: 全国健康保険協会 事務: 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報: 介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	項番2 情報照会者: 全国健康保険協会 事務: 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第4条で定めるもの 特定個人情報: 介護保険給付等関係情報であって第4条で定めるもの	事後	番号利用法関係法令の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
	(別紙1)	項番3 情報照会者: 健康保険組合 事務: 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報: 介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	項番3 情報照会者: 健康保険組合 事務: 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第5条で定めるもの 特定個人情報: 介護保険給付等関係情報であって第5条で定めるもの	事後	番号利用法関係法令の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
	(別紙1)	項番4 情報照会者: 厚生労働大臣 事務: 船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報: 介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	削除	事後	番号利用法関係法令の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
	(別紙1)	項番5 情報照会者: 全国健康保険協会 事務: 船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報: 船員保険法第33条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	項番6 情報照会者: 全国健康保険協会 事務: 船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第8条で定めるもの 特定個人情報: 船員保険法第33条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第8条で定めるもの	事後	番号利用法関係法令の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
	(別紙1)	項番6 情報照会者: 全国健康保険協会 事務: 船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報: 介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	項番7 情報照会者: 全国健康保険協会 事務: 船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第9条で定めるもの 特定個人情報: 介護保険給付等関係情報であって第9条で定めるもの	事後	番号利用法関係法令の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
	(別紙1)	項番8 情報照会者: 都道府県知事 事務: 児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報: 介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	項番11 情報照会者: 都道府県知事 事務: 児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって第13条で定めるもの 特定個人情報: 介護保険給付等関係情報であって第13条で定めるもの	事後	番号利用法関係法令の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	(別紙1)	項番11 情報照会者:市町村長 事務:児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報:介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	項番15 情報照会者:市町村長 事務:児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第17条で定めるもの 特定個人情報:介護保険給付等関係情報であって第17条で定めるもの	事後	番号利用法関係法令の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
	(別紙1)	項番17 情報照会者:市町村長 事務:予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報:医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	項番17 情報照会者:市町村長 事務:予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって第29条で定めるもの 特定個人情報:医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって第29条で定めるもの	事後	番号利用法関係法令の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
	(別紙1)	項番22 情報照会者:都道府県知事 事務:精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報:精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条の2に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	項番38 情報照会者:都道府県知事 事務:精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって第40条で定めるもの 特定個人情報:精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条の2に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって第40条で定めるもの	事後	番号利用法関係法令の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
	(別紙1)	項番26 情報照会者:都道府県知事等 事務:生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報:介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	項番42 情報照会者:都道府県知事等 事務:生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第44条で定めるもの 特定個人情報:介護保険給付等関係情報であって第44条で定めるもの	事後	番号利用法関係法令の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
	(別紙1)	項番30 情報照会者:社会福祉協議会 事務:社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報:介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	削除	事後	番号利用法関係法令の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
	(別紙1)	項番33 情報照会者:日本私立学校振興・共済事業団 事務:私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報:介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	項番56 情報照会者:日本私立学校振興・共済事業団 事務:私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって第58条で定めるもの 特定個人情報:介護保険給付等関係情報であって第58条で定めるもの	事後	番号利用法関係法令の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
	(別紙1)	項番39 情報照会者:国家公務員共済組合 事務:国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報:介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	項番65 情報照会者:国家公務員共済組合 事務:国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第67条で定めるもの 特定個人情報:介護保険給付等関係情報であって第67条で定めるもの	事後	番号利用法関係法令の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
	(別紙1)	項番42 情報照会者:市町村長又は国民健康保険組合 事務:国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報:介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	項番69 情報照会者:市町村長又は国民健康保険組合 事務:国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第71条で定めるもの 特定個人情報:地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第71条で定めるもの	事後	番号利用法関係法令の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	(別紙1)	項番43 情報照会者:市町村長又は国民健康保険組合 事務:国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報:国民健康保険法第56条第1項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	項番70 情報照会者:市町村長又は国民健康保険組合 事務:国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第72条で定めるもの 特定個人情報:国民健康保険法第56条第1項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第72条で定めるもの	事後	番号利用法関係法令の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
	(別紙1)	項番46 情報照会者:厚生労働大臣又は共済組合等 事務:国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報:国民健康保険法第76条の4において準用する介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの	削除	事後	番号利用法関係法令の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
	(別紙1)	項番56の2 情報照会者:市町村長 事務:災害対策基本法による避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報:介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	項番80 情報照会者:市町村長 事務:災害対策基本法による避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務であって第82条で定めるもの 特定個人情報:介護保険給付等関係情報であって第82条で定めるもの	事後	番号利用法関係法令の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
	(別紙1)	項番58 情報照会者:地方公務員共済組合 事務:地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報:介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	項番83 情報照会者:地方公務員共済組合 事務:地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第85条で定めるもの 特定個人情報:介護保険給付等関係情報であって第85条で定めるもの	事後	番号利用法関係法令の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
	(別紙1)	項番61 情報照会者:市町村長 事務:老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報:介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	項番86 情報照会者:市町村長 事務:老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって第88条で定めるもの 特定個人情報:介護保険給付等関係情報であって第88条で定めるもの	事後	番号利用法関係法令の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
	(別紙1)	項番62 情報照会者:市町村長 事務:老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報:介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	項番87 情報照会者:市町村長 事務:老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第89条で定めるもの 特定個人情報:介護保険給付等関係情報であって第89条で定めるもの	事後	番号利用法関係法令の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
	(別紙1)	項番80 情報照会者:後期高齢者医療広域連合 事務:高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報:介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	項番115 情報照会者:後期高齢者医療広域連合 事務:高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第117条で定めるもの 特定個人情報:介護保険給付等関係情報であって第117条で定めるもの	事後	番号利用法関係法令の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
	(別紙1)	項番81 情報照会者:後期高齢者医療広域連合 事務:高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報:高齢者の医療の確保に関する法律第57条第1項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	項番116 情報照会者:後期高齢者医療広域連合 事務:高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であって第118条で定めるもの 特定個人情報:高齢者の医療の確保に関する法律第57条第1項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第118条で定めるもの	事後	番号利用法関係法令の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	(別紙1)	項番83 情報照会者:厚生労働大臣又は共済組合等 事務:高齢者の医療の確保に関する法律による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報:高齢者の医療の確保に関する法律第110条において準用する介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの	削除	事後	番号利用法関係法令の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
	(別紙1)	項番87 情報照会者:都道府県知事等 事務:中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報:介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	項番125 情報照会者:都道府県知事等 事務:中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって第127条で定めるもの 特定個人情報:介護保険給付等関係情報であって第127条で定めるもの	事後	番号利用法関係法令の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
	(別紙1)	項番88 情報照会者:厚生労働大臣 事務:原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報:原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第18条第1項ただし書に規定する他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	削除	事後	番号利用法関係法令の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
	(別紙1)	項番90 情報照会者:都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長 事務:原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報:介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	項番128 情報照会者:都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長 事務:原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第130条で定めるもの 特定個人情報:介護保険給付等関係情報であって第130条で定めるもの	事後	番号利用法関係法令の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
	(別紙1)	項番94 情報照会者:市町村長 事務:介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報:介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	項番132 情報照会者:市町村長 事務:介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第134条で定めるもの 特定個人情報:介護保険給付等関係情報であって第134条で定めるもの	事後	番号利用法関係法令の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
	(別紙1)	項番95 情報照会者:厚生労働大臣又は共済組合等 事務:介護保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報:介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの	削除	事後	番号利用法関係法令の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
	(別紙1)	項番97 情報照会者:都道府県知事又は保健所を設置する市の長 事務:感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報:感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第39条第1項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	項番137 情報照会者:都道府県知事又は保健所を設置する市(特別区を含む。)の長 事務:感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって第139条で定めるもの 特定個人情報:感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第39条第1項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって第139条で定めるもの	事後	番号利用法関係法令の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	(別紙1)	項番106 情報照会者:独立行政法人日本学生支援機構 事務:独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報:医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	削除	事後	番号利用法関係法令の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
	(別紙1)	項番108 情報照会者:都道府県知事又は市町村長 事務:障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報:介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	項番144 情報照会者:都道府県知事又は市町村長 事務:障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第146条で定めるもの 特定個人情報:介護保険給付等関係情報であって第146条で定めるもの	事後	番号利用法関係法令の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
	(別紙1)	項番109 情報照会者:都道府県知事又は市町村長 事務:障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報:障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	項番145 情報照会者:障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって第147条で定めるもの 特定個人情報:障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって第147条で定めるもの	事後	番号利用法関係法令の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
	(別紙1)	項番117 情報照会者:厚生労働大臣 事務:年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報:介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	削除	事後	番号利用法関係法令の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
	(別紙1)	項番120 情報照会者:都道府県知事 事務:難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 特定個人情報:難病の患者に対する医療等に関する法律第12条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	項番158 情報照会者:都道府県知事 事務:難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第160条で定めるもの 特定個人情報:難病の患者に対する医療等に関する法律第12条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第160条で定めるもの	事後	番号利用法関係法令の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
	(別紙1)	(右記を追加)	項番108 情報照会者:市町村長 事務:災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって第110条で定めるもの 特定個人情報:介護保険給付等関係情報であって第110条で定めるもの	事後	番号利用法関係法令の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
	(別紙1)	(右記を追加)	項番161 情報照会者:都道府県知事等 事務:昭和29年社発第382号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収の取扱いに準じた生活保護関係事務に関する事務であって第163条で定めるもの 特定個人情報:介護保険給付等関係情報であって第163条で定めるもの	事後	番号利用法関係法令の改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。